

開 会 午前10時00分

○委員長（金崎悟朗君） おはようございます。

ただいまの出席委員数は11名であります。定足数に達しておりますので、本日の委員会は成立いたしました。

これより本日の決算特別委員会を開きます。

認定第1号令和3年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 認定第1号令和3年度大槌町一般会計歳入歳出決算事項について、令和3年度大槌町歳入歳出決算書により御説明申し上げます。

お手元に令和3年度大槌町歳入歳出決算書を御準備願います。

19ページをお開きください。

最初に、歳入について申し上げます。

説明につきましては、款、項、予算現額及び収入済額を読み上げ、対前年度比の増減率及び増減要因等について説明申し上げます。なお、款と項が同じ名称の場合には款の名称を省略します。

1 款町税 1 項町民税。4億3,223万円、4億4,105万6,622円、5.1%の減。復興事業の収束に伴う個人町民税及び法人町民税の減少によるものであります。

2 項固定資産税。3億7,268万9,000円、3億7,815万1,046円、4.8%の減。新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、中小事業者等の固定資産税軽減措置等による減であります。

3 項軽自動車税。3,688万9,000円、3,776万600円、0.6%の増。環境性能割分の増加によるものであります。

4 項町たばこ税。1億906万6,000円、1億2,157万5,480円、4.6%の増。たばこ税の税率改正によるものであります。

5 項鉱産税。22万9,000円、24万5,900円、0.2%の減。珪石産出量の実績によるものであります。

2 款地方譲与税 1 項地方揮発油譲与税。1,050万円、1,812万9,000円、14.3%の増。交付実績の増であります。

2 項自動車重量譲与税。3,045万円、5,183万8,000円、12.3%の増。交付実績の増であ

ります。

4 項森林環境譲与税1,260万円、1,260万5,000円。0.2%の増。交付実績の増であります。

3 款 1 項利子割交付金。66万円、65万4,000円、19.3%の減。交付実績の減であります。

4 款 1 項配当割交付金。210万円、325万円、46.9%の増。交付実績の増であります。

5 款 1 項株式等譲渡所得割交付金。181万円、377万1,000円、45.2%の増。交付実績の増であります。

6 款 1 項法人事業税交付金。1,173万7,000円、1,243万円。54.8%の増、交付実績の増であります。

7 款 1 項地方消費税交付金。2 億5,246万6,000円、2 億5,164万2,000円、3.8%の増。交付実績の増であります。

8 款 1 項環境性能割交付金。201万3,000円、335万554円。9.0%の増。交付実績の増であります。

9 款 1 項地方特例交付金。1,428万2,000円、1,428万2,000円、6.3%の減。交付実績の減であります。

2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金。0 円、2,668万6,000 円の皆増であります。新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、中小事業者等の固定資産税軽減措置の減収を補填するため令和3年度に創設された交付金であります。

10 款 1 項地方交付税。37億4,721万2,000円、37億362万8,000円、22.6%の増。そのうち普通地方交付税は29億2,881万7,000円、13.8%の増。国の税収増によるものであります。また、特別地方交付税は1 億5,520万6,000円、44.1%の増。地域おこし協力隊員の設置等によるものであります。震災復興特別交付税については、災害公営住宅家賃定例化、派遣職員人件費などで、6 億1,960万5,000円となっております。

11 款 1 項交通安全対策特別交付金。80万円、63万6,000円、14.5%の減。交付実績の減であります。

21ページをお開きください。

12 款 1 項分担金。2,000円、整理科目であります。

2 項負担金。690万8,000円、602万6,829円、16.4%の減。学童クラブ保護者負担金、老人保護措置費個人負担金等であります。

13 款 使用料及び手数料 1 項使用料。1 億7,186万2,000円、1 億7,164万4,484円、3.4%

の減。町営住宅使用料等であります。

2項手数料。815万円、767万2,690円、3.2%の減。窓口での各種証明書の発行手数料等であります。

14款国庫支出金1項国庫負担金。6億3,979万9,000円、6億3,886万9,231円、6.8%の増。新型コロナウイルスワクチン接種事業等の増であります。

2項国庫補助金。16億5,628万8,000円、13億8,157万2,242円、20.1%の減。主な補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、災害公営住宅家賃定例化事業補助金等であります。減の主な要因は、令和2年度に実施した特別定額給付金給付事業費補助金の減であります。

3項委託金。388万9,000円、462万1,430円、24.4%の増。国民年金事務委託金等の増であります。

15款県支出金1項県負担金。3億3,652万円、3億466万355円、14.8%の減。災害救助費負担金等の減であります。

2項県補助金。4億7,221万1,500円、4億4,005万1,038円、50.9%の減。主な補助金は、農業施設災害復旧費補助金であります。減の主な要因は、令和2年度で完了した被災市町村保健センター再建支援事業費補助金、水産業共同利用施設復旧支援事業補助金の減であります。

3項委託金。3,136万9,000円、2,830万2,120円、12.2%の増。衆議院議員総選挙委託金等の増であります。

16款財産収入1項財産運用収入。1,747万8,000円、2,628万4,076円、29%の減。ふるさとづくり基金預金利子の減であります。

2項財産売払収入。1億871万7,000円、4,845万7,538円、53.5%の減。災害公営住宅の土地及び建物売払収入等の減であります。

17款1項寄附金。2億9,488万8,000円、3億1,001万7,849円、44.1%の増。ふるさと納税寄附金等であります。

18款繰入金1項特別会計繰入金。1,450万7,000円、1,450万5,372円、20.7%の増。介護保険特別会計繰入金、後期高齢者医療特別会計繰入金であります。

2項基金繰入金。23億322万3,500円、21億5,814万2,294円、74.2%の減。東日本大震災復興交付金基金繰入金等の減であります。

19款 1項繰越金。14億524万3,000円、14億524万2,980円、40.6%の減。前年度繰越金であります。

20款 諸収入 1項 延滞金・加算金及び過料。100万2,000円、180万14円、30.1%の増。徴税延滞金等であります。

2項 町預金利子。5万円、1万8,915円、22.5%の減。一般会計町預金利子であります。

3項 貸付金元利収入。4,837万7,000円、3,780万660円、3.9%の減。災害救助資金貸付金元利償還金等であります。

4項 雑入。7,641万3,000円、8,374万563円、45.9%の減。主な項目は、学校給食費現年度徴収金、回収資源物売払収入等であります。減の主な要因は、仮設施設有効活用等事業助成金の減であります。

21款 1項 町債。16億441万7,000円、12億8,701万7,000円、47.2%の増。斎場整備事業債等の増であります。

令和3年度歳入全体では、予算額142億3,554万7,000万円に対し、収入済額134億3,813万8,882円となります。対前年度比較では34.0%の減であります。

歳入の主な減収要因は、東日本大震災復興交付金基金繰入金が約77億7,000万円の減。国庫支出金が約3億円、県支出金が約5億円の減、繰越金が約9億6,000万円の減となっております。一方、地方交付税においては、約6億8,000万円の22.6%の増、約37億円が配分されております。町債の発行額は、斎場整備事業等で約4億円の増。約12億8,000万円を借り入れております。

次に、歳出について御説明いたします。25ページをお願いいたします。

説明については、款、項、予算現額、支出済額及び翌年度繰越額を読み上げ、対前年度比の増減率及び増減の要因、または主な事業内容について御説明いたします。なお、款と項が同じ名称の場合には款の名称を省略いたします。また、翌年度繰越がない場合は省略いたします。

1款 1項 議会費。8,307万3,000円、7,907万7,853円、3.5%の減。議会事務局運営費等であります。

2款 総務費 1項 総務管理費。29億132万1,000円、28億2,241万1,659円、1,038万7,000円、32.8%の増。東日本大震災津波復興基金、市町村交付金返還金等の増であります。繰越明許費は、男女共同参画推進計画策定業務事業、公共施設等総合管理計画改訂事業等であります。

2 項徴税費。9,485万2,000円、8,539万5,502円、22.7%の増。職員給与費等の増であります。

3 項戸籍住民基本台帳費。2,041万2,000円、2,017万545円、7.3%の増。職員給与費等の増であります。

4 項選挙費。1,815万1,000円、1,518万225円、114.3%の増。衆議院議員総選挙執行による増であります。

5 項統計調査費。80万6,000円、36万1,076円、93.4%の減。令和2年度国勢調査費の減であります。

6 項監査委員費。110万1,000円、94万2,221円、1.1%の減。監査委員事務局運営費等であります。

7 項地方創生費。3億4,578万4,000円、3億1,547万8,109円、279.5%の増。地域おこし協力隊支援事務局管理運営業務委託料、大槌町震災伝承プラットフォーム運営事業委託料、地方創生6次化開発推進施設整備工事等の増であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費。14億9,479万5,000円、12億6,247万342円、1億5,240万8,000円、12.4%の増。住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金等の増であります。繰越明許費は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、地域密着型サービス施設等整備事業費補助金。事故繰越は、地域福祉計画策定支援業務委託料であります。

2 項児童福祉費。12億2,871万6,000円、11億83万8,983円、197万9,000円。35.2%の増。保育等施設整備費補助金、子育て世帯への臨時特別給付金等の増であります。繰越明許費は、保育施設等の給付費等申請クラウドシステム導入事業であります。

3 項災害救助費。787万9,000円、9,500円。99.8%の減。東北地方太平洋沖地震災害弔慰金の減であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費。9億5,890万2,000円、8億6,875万5,421円、32.8%の増。斎場整備事業費などの増であります。

2 項清掃費。4億72万8,000円、3億9,452万3,620円、46.9%の減。リサイクルセンター運営費等であります。減の主な要因は、リサイクルセンターストックヤード整備終了によるものであります。

5 款労働費 1 項労働諸費。497万2,000円、458万6,537円、9.1%の増。勤労者生活安定資金預託金等であります。

6 款農林水産業費 1 項農業費。1億8,960万5,000円、1億7,564万6,796円、10.2%の

増。農産物等生産振興事業費補助金、緊急支援災害防止対策工事等の増であります。

2項林業費。5,040万4,000円、4,720万9,919円、24.9%の減。ナラ枯れ防除事業委託料等の減であります。

3項水産業費。2億4,500万6,000円、2億3,698万8,497円、0.5%の減。水産業緊急支援補助金、県営漁港施設機能強化事業負担金等の減であります。下水道事業会計負担金・補助金、出資金が増となっております。

7款1項商工費。3億5,406万3,000円、2億9,719万1,676円、5.2%の増。地域商品券事業費補助金、海水浴関連施設整備費等の増であります。

8款土木費1項土木管理費。1億826万6,000円、1億277万6,443円、35.4%の減。異動に伴う職員人件費の減であります。

2項道路橋梁費。3億2,380万1,000円、2億356万266円、9,322万6,000円、38.7%の減。小鎚線道路改良工事費等の減であります。繰越明許費は、町道新設事業、社会資本整備総合交付金事業等であります。

3項河川費。2億8,203万7,000円、6,755万7,600円、2億1,447万7,000円、29.8%の減。生井沢川河川、古廟地区河川改修工事費等の減であります。繰越明許費は、準用河川維持管理費であります。

4項都市計画費。5億1,153万4,000円、5億846万192円、45.9%の増。下水道事業会計出資金等の増であります。

27ページをお願いします。

5項住宅費。9億2,888万円、8億710万2,344円、13.1%の減。町営住宅基金積立金等の減であります。

9款1項消防費。5億2,530万2,000円、5億103万790円、1,038万円、28.3%の増。はしご付消防ポンプ車の取得に伴う釜石大槌地区行政事務組合負担金、防災行政無線中継局改修工事費等の増であります。繰越明許費は、大槌町防災マップ作成事業。事故繰越は、避難経路誘導看板設置事業であります。

10款教育費1項教育総務費。1億3,497万2,000円、1億2,543万1,620円、25.3%の増。人事異動に伴う職員人件費の増、コミュニティ・スクール事業及び放課後子ども教室事業。2項小学校費から予算を組替えたことによる増であります。

2項小学校費。5,026万2,000円、3,883万1,662円、34.3%の減。コミュニティ・スクール事業及び放課後子ども教室を1項教育総務費へ予算を組替えたことによる減であり

ます。

3項中学校費。1億148万1,000円、8,069万5,920円、64.6%の増。吉里吉里学園エアコン設置工事等の増であります。

4項義務教育学校費。1億991万3,000円、9,101万7,747円、1,352万円、43.1%の減。大槌町立学校ネットワーク環境整備工事、教育用タブレット購入費等の減であります。繰越明許費は、大槌学園内擁壁調査点検業務であります。

5項社会教育費。1億4,251万2,000円、1億3,154万1,452円、11.8%の減。地区集会所施設大槌町文化交流センター管理を10款教育費国庫社会教育費から、2款総務費10項企画費予算組替えによる減であります。

6項保健体育費。1億7,399万1,000円、1億6,505万1,996円、24.5%の増。運動施設備品購入費等の増であります。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費。2億6,295万円、2億6,260万600円、122.3%の増。農業施設災害復旧工事等の増であります。

2項土木施設災害復旧費。4,128万2,000円、4,127万3,100円、42.5%の減。道路災害復旧工事等の減であります。

5項その他公共施設等災害復旧費。689万7,000円、672万3,200円。皆増。浪板不動滝進入路災害復旧工事等であります。

12款1項公債費。6億7,586万1,000円、6億6,621万3,732円、8.0%の増。町債元利償還金の増であります。

13款諸支出金1項普通財産取得費。2,000円、整理科目であります。

2項災害援護資金貸付金。466万1,000円、48万2,986円、12.4%の減。災害援護資金貸付金償還利子補給補助金であります。

14款1項予備費。343万8,000円。

15款復興費1項復興総務費。6億64万7,000円、5億2,612万4,777円、87.4%の減。復興交付金返還金等の減であります。

2項復興推進費。9,065万円、605万2,109円、2,420万8,000円、99.7%の減。運動施設整備事業の減であります。繰越明許費は、市街地復興事業であります。

4項復興農林水産業費。3万2,000円、2万5,864円、100%の減。サケマス種魚生産施設等災害復旧工事等の減であります。

6項復興土木費。5億4,384万7,000円、2億8,393万8,600円、9,756万5,000円、30.3%

の減。町道舗装修繕工事等の減であります。事故繰越は、大槌町復興整備事業効果促進であります。

7項復興都市計画費。600万円、574万5,300円、98.5%の減。安渡地区津波復興拠点整備事業復興整備事業であります。

12項復興支援費。2億575万9,000円、1億4,345万3,939円、2,000万円、84.2%の減。被災者住宅再建支援事業費補助金等の減であります。

令和3年度一般会計歳入歳出の合計では、予算額142億3,554万7,000円に対し、支出済額124億9,293万720円で、対前年比34.1%の減であります。

対前年比の歳出総額の減少要因は、復興事業の収束によるものであります。復興費は約77億9,000万円の減となっております。復興事業が終盤になっており、復興事業は終盤を迎えております。一方、新型コロナウイルス感染症対応では、国庫負担金、国庫補助金で約5億7,000万円が交付され、ワクチン接種、町民生活の支援、感染症拡大の防止、事業者支援、地域経済の回復に取り組みました。

令和3年度決算では約11億円の不用額が生じており、主な要因としては、繰越予算の精算に伴うものであります。また、人口減少、少子高齢化の進展、感染症対策等様々な社会課題に対応していくため、経費削減等を図りながら適宜適切な予算措置と事業執行を行ってまいります。

以上で令和3年度一般会計歳入歳出決算についての概略説明といたします。

○委員長（金崎悟朗君） 各委員にお願いいたします。質疑に当たっては要点を捉えて質疑されるよう、また当局におかれましても端的に分かりやすく答弁されるようお願いいたします。

歳入歳出の質疑は項で行い、ページを指定いたします。

なお、1目につき質問回数は1人3回までとなっております。1回の質問で2項目となっておりますので御協力をお願いいたします。

限られた日程ですので、スムーズな審査運営となりますよう、重ねてお願い申し上げます。

令和3年度大槌町一般会計歳入歳出決算の質疑に入ります。

決算全般にわたる総括質疑を行いたいと思いますが、ございませんか。東梅委員。登壇して質問するようお願いいたします。

○9番（東梅康悦君） 決算特別委員長より総括質疑の許可をいただきましたので、ただ

いまより行います。

令和3年度は、第9次大槌町総合計画のもと、人のつながりを大切に誰もが安心して暮らせるまちを目指し、専門分野のノウハウと知見を有した町内外の人材や地域をつなげる事業を展開し、復興後の新たなフェーズに向けた地域人材コネクション予算といたしました。その中の主要事業として、産業、協働、福祉、教育、文化、震災復興に数項目の事業を掲げ展開してきましたが、地域人材コネクション予算として、総合的な事業成果をどのように捉えているのか伺います。

歳入について伺います。歳入については、町民税等は前年比で減額になっているものの、ふるさと納税等が増額となっております。町税収入は人口や企業数に比例しますので、今後の町税収入の増額は難しいと思われれます。また、地方交付税も人口に連動しますので減少が予想されます。令和3年度の歳入全般、収納率、収入未済を含んだ中で、どのように評価し、今後の行政運営につなげていくのか伺います。

歳出につきましては、その執行が直接住民生活に影響を及ぼすものも多くあります。主要な施策の成果は、別冊の説明書にありますので、今後の決算特別委員会にて伺いますが、必要と認め予算が提案され可決されたもののうち、約11億円が今回の決算で不用額となっております。その不用額の要因はどこにあるのか。また、予算全体に占めるその割合についての認識を伺います。

町債については、当年度の新規借入れが公債費を上回っており、町債残高が増額となっております。現在高をどのように捉えているのか伺います。

最後に、令和3年度には、過年度における不適切な事務処理が発覚し、国への補助金が申請できなかつたり、さらには工事修繕費の未払い、公布手続の条例違反、消防計画の未整備の期間も含まれております。これまでの議会でも取り上げられておりますが、令和3年度の決算を審議する上でこのことについて改めて伺います。

この後、答弁をいただくとお思いますので、詳細な部分につきましては特別委員会にて伺いますので、再質疑はまず行いません。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（金崎悟朗君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 東梅康悦委員の令和3年度一般会計歳入歳出決算の総括質疑についてお答えをいたします。

初めに、地域人材コネクション予算として、総合的な事業成果をどのように捉えてい

るのかについてお答えをいたします。

令和3年度の当初予算は、第9次大槌町総合計画のもと、人とのつながりを大切に誰もが安心して暮らせるまちを目指し、専門分野のノウハウや知見を有した町内外の人材と地域をつなげる事業を展開し、復興後の新たなフェーズに向けた地域人材コネクション予算と名づけ、持続可能な将来を見据え、事務事業に取り組んでまいりました。

人材と地域をつなげる事業として、地域おこし協力隊の活動がありました。新しいパワーや専門的な知識・経験を持つ人材が大槌町への移住定住を図りながら、町内の事業者とともに地域の課題解決に取り組み、町の魅力向上の取組をスタートした1年でした。地域おこし隊の本来の成果は、最大3年の任期満了後、2年または3年先に評価されることですが、地域おこし協力隊をスムーズに始動させることができたことを成果と感じています。

また、大槌高校魅力化推進事業が挙げられます。生徒の全国募集により、1名のはま留学生を迎えることができました。今年度は6名のはま留学生が大槌高校へ入学し、はま留学生と地域をつなげる取組も進めているところであり、将来的には留学生の定住、関係人口の拡大などに期待するところであります。

そのほか、大槌ジビエソーシャルプロジェクトでの学び、体験、ハンター育成などのジビエサイクルによる関係人口のつながりや、おおつちプロモーション事業により町の魅力を全国に発信するなど、新たな層の交流人口獲得に向け取り組んでまいりました。

総合的な事業評価につきましては、海洋環境の変化を背景に主要魚種であるスルメイカ、サンマ、秋鮭の不漁が続いており、新型コロナウイルス感染症の影響から行動制限下で、観光客数が低水準で推移するなど、目標指数の達成の評価が低い項目がありながらも、海面養殖による岩手大槌サーモンや大槌シカ肉の特産品化など、全体的に自己評価できるものと捉えております。

次に、令和3年度の歳入全般の評価についてお答えをいたします。

歳入全体では、前年度比34%減の134億3,813万8,882円となっています。一方で、地方交付税は37億362万8,000円と大きく増加し、特にも普通交付税は前年度比13.8%増の29億2,881万7,000円と大幅に伸びています。これは、コロナ禍の世界的な景気回復や円安による企業収益の増加で法人税収が伸びたため、令和3年度の国の税収が過去最高であったことが背景にあり、普通交付税が追加交付されたことなどが大きな要因と捉えております。

町税については、収入未済額の低減は課題ですが、収納率は高水準を維持しています。新型コロナウイルス感染症の影響の収束が依然として見通せない中、町税収入の予測は難しい状況にあり、中長期的には人口減少の影響が大きいことから、減収傾向を予測しております。

こうした現状と今後の国の動向を踏まえつつ、持続可能な町政運営に向け、選択と集中を図りながら、引き続き、第9次大槌町総合計画に掲げる施策を着実に推し進めてまいります。

次に、歳出についてお答えいたします。

予算に占める不用額の割合は、歳出決算額の約8.2%と高い比率となっています。主な要因としては、令和2年度から繰越した予算の執行残や、復興交付金残余の返還金の精算など、予算編成後の予見し難い事情の変更によるものであります。また、予算の効率的な執行や経費の節減による不用額も多くあり、これは翌年度以降の財源となりますので、一概にその多寡で判断できないものであります。今後も適切な予算編成と執行に努めてまいります。

令和3年度末の町債残高は74億7,826万円であり、令和2年度から約6億4,000万円増加しています。これは斎場整備事業など大型事業による借入れが大きかったことが主な要因です。町債残高が増加し、予算に占める公債費の割合が増えていくと、財政構造の硬直化や金融機関への信用力の低下を招くことになります。

町債の発行は、財政運営上、必要不可欠なものであります。しかしながら、健全な町財政の運営のために町債発行額の抑制、減債基金などを活用した繰上償還などにしっかり取り組んでまいります。

次に、条例、規則の公布手続の不備、消防計画の未作成等の不適切な事務処理についての見解についてお答えをいたします。

これまでの度重なる不適切な事務に係る不祥事は、組織内の事務事業に対するチェックの甘さ、職員を管理指導する体制の脆弱さなどが原因と捉えており、一連の事態を受け、行政運営は危機的な状況にあると強く感じております。そのような状況において、計画的な職員の育成や重層的な組織体制の構築、DX化による事務事業の視覚化等の必要性を喫緊の課題と認識し、鋭意推進が必要と思っております。

○委員長（金崎悟朗君） 再質問については、委員会の進行の上、質問するとのことですので行政のほうにはよろしくお願い申し上げます。

次に、総括質問ございませんか。芳賀委員。登壇の上、質問してください。

○13番（芳賀 潤君） 委員長のお許しをいただきましたので、令和3年度歳入歳出決算総括質疑を行います。

決算の中で、主な事業の2点についてお伺いをいたします。

令和3年度予算は、地域人材コネクション予算として編成され、地域おこし協力隊の取組がスタートした1年でありました。

関係人口の拡大、移住定住促進、地域おこし協力隊任期終了後の定住定着を図るなど、人口減少の抑止、地域の活性化に貢献するものと期待するところであります。

地域おこし協力隊の活動について、成果と課題についてお伺いいたします。

2点目として、町民が最も昨年翻弄されたであろうコロナウイルス感染症。今年度5か月が経過した現在においては、オミクロン株B.A.5への置き換わりが進み、感染が急拡大していることと、ロシアのウクライナ侵攻に伴う世界的な食料やエネルギーの高騰で、全国的に中小事業者や国民生活に影響を与えております。

新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年度に引き続き、令和3年度においても、感染予防対策、経済対策、町民生活支援などの対策を講じて、地域経済や町民生活を下支えしたことは承知しておりますが、その効果についてお伺いをいたします。なお、詳細については委員会での質疑で行いますので、再質問は行いません。

よろしくお願いたします。

○委員長（金崎悟朗君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 芳賀 潤委員の令和3年度一般会計歳入歳出決算の総括質問についてお答えをいたします。

初めに、地域おこし協力隊の取組についてお答えをいたします。

観光・産業の振興、そして防災・震災伝承に向けた取組を令和3年度の募集テーマに掲げスタートした地域おこし協力隊は、令和3年度末時点で10名の意欲ある都市部からの人材が地域おこし協力隊として着任しており、令和4年8月末現在では20名に拡大しているところであります。

隊員募集に当たっては、最大3年の任期満了後も引き続き町に定着しやすいよう、町内受入先事業者と都市部からの人材をマッチングする方法を取っており、令和3年度末時点で5事業者、令和4年8月末現在では7事業者と連携しております。

当町の現在の隊員数は、県内でも上位となっており、受入先事業者と連携したPRと

事務局の柔軟なサポート体制による成果であると認識をしているところであります。

地域おこし協力隊の活動成果としては、人手不足により着手できなかった地域課題解決に向けた業務進捗が図られることや、町民向け活動報告会を通じて、隊員及び受入先事業者の地域課題解決に向けた様々な取組に対する町民の理解が深まったことは成果であると認識しており、隊員の企画した観光モニターツアー、震災伝承ツアー、ジビエツアーなどのイベント開催による観光客誘致にも貢献しております。

また、町内においての隊員の認知度が上がるにつれて、町民からも様々な集まりやイベントなどへの声かけがされるようになり、地元の方と町外の方との交流の場が生まれるなど、関係、交流人口拡大にも効果を発揮しており、消防団への加入やお祭りへの参加など、地域活動へも参加し、貴重なまちづくり人材として地域の活性化に貢献しております。

今後の課題は、町内受入先事業者の拡大と、任期満了後の定着に向けた受入体制の強化であると認識しており、事務局の公募と受入先事業者の拡大に向けた説明会の開催や、特定地域づくり事業協同組合設立によるマルチマーカナーなどの取組を検討し、隊員の第2のふるさと大槌になるよう、町民、議会の皆様の御協力を得ながら課題解決と定住に取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策の効果についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を図るため、町独自で数々の対策を講じました。

具体的な感染予防対策といたしましては、指定避難所内に消毒液やマスクなどの感染予防対策備品、感染予防とプライバシーを保護するためのファミリールームなどの資機材を購入するとともに、感染症を考慮した避難所運営に資するため、職員向けの避難所運営マニュアルの作成や円滑な避難所運営ができるよう研修、訓練を実施し、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中でも、安心して避難できる体制を構築しました。

経済対策といたしましては、令和3年度も令和2年度に引き続き、町内関係者と協議の上、現状の課題に対応できるよう迅速に予算化し、商工業関連では12事業を実施し、1次産業関連では4事業を実施しました。

これまで町では、国、県関係団体と一体となり、感染症対策を講じながら地域経済の域内需要を促すため、宿泊料金の割引等に加え、事業経営の下支えとする家賃補助や利

子補給のほか、全国に町内の物産などのPR及びウェブサイトで販売するECサイトを活用した販売促進を図ってまいりました。

復興需要の収束と新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動が低迷する中、国、県などの経済対策事業の相乗効果もあり、昨年度において、町内事業者の倒産や廃業はありませんでした。

1次産業に当たっては、消費拡大とコロナ後を見据えた販路拡大のため、商材のPRを町内外で行ってまいりました。

昨年11月には、新型コロナウイルス感染症の拡大が一時的に小康状態となったため、大槌復活まつりを開催し、町民の閉塞感を払拭するとともに、町内外からの多くの方に御来場いただき、大槌町の魅力を届けることができました。

また、経済対策を兼ねた町民生活支援といたしまして、Pay Payを活用した還元率の高いキャッシュレス決済やプレミアム付き地域商品券を発行し、町内の中小事業者において2億2,550万円以上の経済効果をもたらしました。

新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束の兆しが見えず、町内の飲食業や宿泊業を中心に消費が落ち込み地域経済は低迷し、追い打ちをかけるように原油価格上昇に伴う物価高騰など、世界、日本を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いております。

引き続き、国、県、関係団体と連携し、感染予防対策、経済対策、町民生活支援について対策を講じてまいります。

○委員長（金崎悟朗君） 芳賀委員。東梅委員と同じように再質問については、委員会のほうで取り計らいたいと思いますので御容赦ください。

以上で総括質疑を終わります。

11時10分まで休憩にします。

休 憩

午前10時59分

○

再 開

午前11時10分

○委員長（金崎悟朗君） 再開します。

それでは、歳入の質疑を行います。

45ページをお開き願います。

1款町税1項町民税。東梅委員。

○9番（東梅康悦君） 町税のところに触れていましたので、何点か再質問いたします。

まず、先ほどの答弁にもありましたが、かなりの部分が収納率が高いというところで、担当職員の方々の奮闘ぶりが分かります。10億円近い町税を徴収しなければいけませんので、この収入未済1,500万円ほどの収入未済というのは、本当に私自身もすごい少ないなどは感じております。その収入未済が、未収金が発生するという背景には、どうしてもコロナの関係とか様々な所得がうまく上がらないというようなどころもあると思うんです。やはりそこには払いたくても払えないという町民の方々も結構いると思うんです。ですので、行政とのつながりの中で、町民はどうしても払わないと遠くになってしまうと。ですので、行政がやはり親身になって納税相談に乗ってあげなければ、ますます払う方々は役場が遠くになってしまうというところがありますので、令和3年度における納税相談の内容がどうだったのかというところをお尋ねしたいと思います。

○委員長（金崎悟朗君） 税務会計課課長。

○税務会計課長兼会計管理者（藤原英志君） お答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、収納率のほうの低下についてはやっぱりコロナとかいろいろそういうのもございまして、低下してるところでございまして。ただ、大槌町の収納率なんですけれども、今回下がりましたけれども、町村の順位でいけば19市町村中6位の高水準の収納率になっております。もちろん納税相談も行って、収納ができない方については、例えば8期を10期にするとか、年間、新しい滞納者にならないように、そういうところは納税相談を行って対応している状況でございまして。もちろん、納税資力があって、納めていない方に関しては、滞納処分等毅然とした対応で行っているところでございまして。

○委員長（金崎悟朗君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。やはりコロナの関係で所得が上がらないというところもあると思うし、また、コロナの影響で納税者、滞納している納税者とうまく接触できないという痛しかゆしの部分もあると思いますので、コロナはまだ終息が見えませんが、今後におきましてもきちんとした納税相談を行った中で進めていってほしいと思います。これは要望です。

以上です。

○委員長（金崎悟朗君） 2項進行します。

2項固定資産税。進行します。

3項軽自動車税。進行します。

4 項町たばこ税。進行します。

5 項鉱産税。進行します。

2 款地方譲与税 1 項地方揮発油譲与税。進行します。

2 項自動車重量譲与税。進行します。

4 項森林環境譲与税。進行します。

3 款利子割交付金 1 項利子割交付金。進行します。

4 款配当割交付金 1 項配当割交付金。進行します。

5 款株式等譲渡所得割交付金 1 項株式等譲渡所得割交付金。進行します。

6 款法人事業税交付金 1 項法人事業税交付金。進行します。

7 款地方消費税交付金 1 項地方消費税交付金。進行します。

8 款環境性能割交付金 1 項環境性能割交付金。進行します。

9 款地方特例交付金 1 項地方特例交付金。進行します。

2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金。進行します。

10 款地方交付税 1 項地方交付税。進行します。

11 款交通安全対策特別交付金 1 項交通安全対策特別交付金。進行します。

12 款分担金及び負担金 1 項分担金。進行します。

2 項負担金。進行します。

13 款使用料及び手数料 1 項使用料。進行します。

53 ページ。東梅委員。

○ 9 番（東梅康悦君） まず、土木使用料の町営住宅の部分なんですが、全体の入居率等々、令和 3 年度の部分をお尋ねしたいと思います。

○ 委員長（金崎悟朗君） 地域整備課課長。

○ 地域整備課長（太田信博君） お答えいたします。

まず町営の住宅です。管理戸数が、震災前から管理している住戸が 127 戸、それと災害公営住宅が 651 戸ございまして、震災前から町営住宅のほう、そちらの入居者が現在 152 名いるところです。世帯数では 76 世帯です。災害公営住宅につきましては、入居者世帯が 609 世帯、人数にいたしまして 1,113 名となっているところです。

○ 委員長（金崎悟朗君） 東梅委員。

○ 9 番（東梅康悦君） 空き室があるということが分かったと思います。空き室があると、当然、使用料が入ってこないと。そしてまた、国からのもろもろのお金も影響してくる

というところがありますよね。その中で、収入未済も、先ほど町税と同様増えています。これはまずコロナの関係があって、例えば、思うような収入が得られないとか、様々な要因が入居者の使用料の未納につながっていると思いますが、この部分についてどのような対応を取っているのかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（金崎悟朗君） 地域整備課課長。

○地域整備課長（太田信博君） お答えいたします。

まず、滞納者の対応といったことで、こちらのほうは指定管理先の住宅センターさんと共同しながら、その方々の状況を見て聞き取りをしながら対応をしているところです。しかしながら、先ほど議員御指摘のとおり、コロナ禍がありましたので文書でのやり取り等も、どちらかというところのほうは現在は中心的なもので滞納がちょっと滞っている方に対しては、電話なり、あと文書等で相談等を促すようにしているところでございます。

○委員長（金崎悟朗君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） 今、コロナがあって面談できないというのは、町税とも一緒だと思うんで、その部分はやりづらい部分あると思うんですが、まず頑張ってください。

そこで、町営住宅に住んでいる方が例えば、船乗りであったり、あるいは遠方のほうのところに出稼ぎ等に行って長期不在等の方々もいると思うんですが、そういう部分の件数なんかがあるのであれば、お尋ねしたいと思います。

○委員長（金崎悟朗君） 地域整備課課長。

○地域整備課長（太田信博君） すみません。ちょっと長期不在者の届出件数については、ちょっと手持ちに資料がないので改めて御報告いたします。

○委員長（金崎悟朗君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 同じところで別の角度から聞きます。

今の答弁で127戸の町営住宅があって96世帯が入っていて、約6割弱。従来から、以前から建っているものですよね。聞いたところによると、災害公営住宅、今は町営住宅になっているところに移転というか、そういう作業を順次進めているように話は聞いていますけれども、今、その状況がどうなっているのか、今後どういうふうにしていくのか、期限を決めているのか。そうすれば、結局、以前からあった町営住宅老朽化になっているものもかなりありますので、それが空いたことによってそれを解体すれば維持管理費もなくなるし、今、651戸で609世帯が入っていて93%の入居率が逆に上がっていくで、

というふうな観点からお伺いしますがいかがでしょうか。

○委員長（金崎悟朗君） 地域整備課課長。

○地域整備課長（太田信博君） 御質問にお答えいたします。

まず、町営住宅の集約と申しますか、老朽化が進んでおまして、おおむねその令和8年度を目指しながら、集約のほうを今進めているところであります。その対象となる住宅でございますけれども、老朽化が進んでいる、安渡住宅であったり、望洋が丘住宅、それと沢山町営住宅、こちらの4つの住宅のほう、集約のほうで進めているところです。ですので、既に災害公営住宅等に転居された方々につきましては、転居されました空き部屋については、既に募集等は停止している状況でございます。解体のほうもその目標に向けて進めていきたいというふうに考えています。

○委員長（金崎悟朗君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 最終的には令和8年度を目標にしていると思っておりますけれども、例えば、安渡、望洋が丘、沢山、いろいろな地域があったときに老朽度合いも違うわけですよ。だから、例えば安渡は何年度をめどにとか、引っ越しが始まっているということは、ちょっと数はアバウトですけども、10あったところで既にもう5引っ越ししているとしたら、残っている5人たちも積極的に、ただこれはやっぱり長年住み慣れたというような考えもあるので、その思ったようにはいかないと思っておりますけれども、いずれそのほうに向けてやっていただいたほうが、やはり合理的なのかなというふうな感じがしますし、逆に言うと、拙速に追い出すようなことをすれば、またその住民感情のところもあるって聞いていましたので、そこら辺丁寧な説明も必要かと思っておりますけれども、ただ、ある一定の時期にやはり結末をきちっと計画として迎えていかないと大変になると、計画倒れになってしまうと、何かその不用な、不用なという言い方もあれなんだけれども、財産も管理しないといけないという話になるので、そこら辺的確に進めていただきたいというふうに思いますが、何かお考えがあれば。

○委員長（金崎悟朗君） 地域整備課課長。

○地域整備課長（太田信博君） 解体というか、転居のほうですね、該当になる住宅のほうには、これまでどういった意向があるか、そういったお手紙を出しまして、可能かどうかというのを個人個人に相談というか、どういう状況かというのを確認しながら、丁寧に対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（金崎悟朗君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 私もこの住宅の部分でお聞きいたします。

この滞納というものに対して、災害公営住宅使用料滞納繰越分100幾それということありますけれども、この滞納してる方っていうものの大中小あると思うんですよ。言い方はちょっとおかしいんですけども、この方で2年から、この3年にかけてそのまま繰り越した、繰り越している方はいらっしゃいますか。これはちゃんと調べているはずなので分かると思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（金崎悟朗君） 地域整備課課長。

○地域整備課長（太田信博君） お答えいたします。

まず滞納の部分ですけれども、災害公営住宅のほうでは3か月以上、家賃の納入がなかった方を滞納者といった形で位置づけております。その中で、現在41名の方々がございまして、その中でも1年を超す滞納月の方は15名ほどいる状況でございます。

○委員長（金崎悟朗君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 年を越して滞納している方もおるということで、その部分で、その人たち、さっき同僚議員に話していましたが、その人たちの意向とかいろんな部分を考えているということなんですけれども、その方たちの払える状況。そういうものは日々変わるんですよね、病気してしまったりという部分はありますけれども、本当に町の財産の部分に住む、考え方によれば住ませてもらっている、住む権利を持っている方々の支払い義務というのは、義務であってそれは払わなくちゃいけないんですよ。そのことについて、これは本当に滞納っていうのはなくて当たり前なんですよ、本当は。無理な金額を設定してるわけじゃないはずですよ。そこの部分を鑑みるに、年をまたぐとか、分割して払うとかといういろんなやり方をしていると思うんですけれども、この部分は次の4年度の決算にも、この金額に対してどのぐらい増えているのっていうことを課長また聞きますからね。これが減っていればともかく、プラスアルファになっているってなったら、またこれはいかなるものかということをお聞きいたします。答弁はいいです。

○委員長（金崎悟朗君） 進行します。

55ページ。

2項手数料。臼澤委員。

○2番（臼澤良一君） すみません。衛生手数料の清掃手数料のところでお聞きします。

廃棄物処理手数料が118万4,640円計上されているわけですけど、これ昨年度と比べ

て、令和2年度と比べて6割以上もアップしているんですよね。この要因はどのようなことでアップしているのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（金崎悟朗君） 町民課。

○町民課主幹兼戸籍・住基班長（八幡まゆみ君） こちらの増量の要因につきましては、許可業者、事業系ごみの許可業者の搬入量が増えたことによる増ということです。

○委員長（金崎悟朗君） 白澤委員。

○2番（白澤良一君） 要するに事業系ごみっていうのは一般ごみ、家庭系ごみ以外のごみということになると思いますけれど、そうするとやっぱりこれは担当課、町民課が生懸命その事業系、事業者、排出事業者に対してPRをして指導を徹底した成果だと、そんなふうに思っています。ぜひ、ごみの廃棄物の処理の適正処理に向かって、これからも手数料をアップするっていうのはごみが増えるということですから、ちょっとそれは逆行しますけれど、ごみの減量化を図りながら適正な処理について御指導いただければありがたいです。

以上です。

○委員長（金崎悟朗君） 進行します。

14款国庫支出金1項国庫負担金。進行します。

2項国庫補助金。進行します。

3項委託金。進行します。

15款県支出金1項県負担金。進行します。

2項県補助金。進行します。

65ページ。進行します。

3項委託金。進行します。

16款財産収入1項財産運用収入。進行します。

2項財産売払収入。（「ページ」の声あり）

ただいま69ページです。いいですか。（「ごめんなさい、69ページもう一度お願いします」の声あり）

16款の財産売り払い収入です。（「申し訳ありません、オーケーです」の声あり）

17款寄附金1項寄附金。

18款繰入金1項特別会計繰入金。

2項基金繰入金。進行します。

73ページ。

19款繰越金1項繰越金。進行します。

20款諸収入1項延滞金・加算及び過料。進行します。

2項町預金利子。

3項貸付金元利収入。進行します。

4項雑入。進行します。

77ページ。進行します。

79ページ。

21款町債1項町債。阿部委員。

○8番（阿部俊作君） ちょっとお願いなんですけれどもページを変えて、それで前項が、（「ちょっと勝手に変えないでください」の声あり）ページを委員長が言うときにページを読みますよね。次のページのすぐ款に移るので、前項がちょっと残っている部分があるので、その辺もあるからお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

○委員長（金崎悟朗君） 今、21款さ入りましたので、21款からの質問にしてください。

○8番（阿部俊作君） 過ぎた分はいいんですけれども進行するときに、すみません、お願いします。

○委員長（金崎悟朗君） はい、分かりました。

現在、79ページ。進行します。

81ページ。進行します。

歳入の質疑は終了いたしました。

これより歳出の質疑に入ります。

83ページ。

1款議会費1項議会費。進行します。

2款総務費1項総務管理費。

85ページ。進行します。

87ページ。進行します。

89ページ。進行します。

91ページ。小松委員。

○14番（小松則明君） 企画費の部分、全体のことでお伺いいたします。

委員長、少しふだん言えない分、長くなりますけれども、これは大事なことでよ

ろしくお願いいたします。ちゃんとお約束は守りますので、よろしくお願いいたします。

大槌町における震災伝承の在り方について、当局の近頃の発言や先日の一般質問の答弁を聞いて、私はどうしても納得できないところがありますので、町長に再度確認させていただきます。

旧役場庁舎地及び赤浜、民宿あかぶの跡地、震災伝承の場として活用することについてですが、私は旧役場庁舎の解体問題のときに遡りますが、町長は被災した役場庁舎を見たくない方々に配慮し寄り添いたい。旧役場庁舎及び庁舎跡地は、手を合わせる場ではない。慰霊の場ではないし、そのような意味合いや役割を持った場所ではない。震災伝承、震災教育の遺構には必要ではない。町民の皆様が手を合わせる場所はこれから整備する、鎮魂の森に整備するという趣旨の発言をいたしました。そして、跡地は防災空地、車を置いて逃げるための駐車場にすることでした。

私は、その町長の言葉、方針に賛同し、議長裁決の上で可決することと判断いたしました。その判断を解体され、町長は無投票で2期目を再選したわけですよ。

町長にお聞きします。あのときの考えは今も変わっていないか。最近の当局の発言を聞きますと、モニュメントを造るとか、災害を伝承するための施設を造るという発言をしておりますが、町長が当時示された方針や気持ちに変化があったのか。もしくは、震災伝承プラットフォーム運営会議から、ハードの整備が必要というような報告があったからなのか。震災伝承のため新たに何かを造るくらいなら、あのときですよ、造るくらいなら役場庁舎は残すべきだったと私は思います。あの当時の大槌町に役場庁舎以外、震災の遺構はなかったのではないかと。赤浜もありましたけれども。あの壊れた役場庁舎を見るに見かねる人たちが多かった。あそこを通るたびに涙を流した人が多かった。だから解体したんですよ。それを町長は、遺構の場所じゃないんだと。遺構の場所は大槌町全部ですよという意味であそこを解体したんですよ。そして、祈りの場は残せ、残さないという人たちのために鎮魂の森という名前のプレートが入った家族、家族の大槌全員の町民の方々が、いとこや兄弟、自分の子供、母親、何かに関連づけてあそこに名前が刻まれるはずですよ。そこが震災の遺構の場所じゃないでしょうか。

少し興奮してしまいましたけれども、これから造るものがどんなに立派なものを作っても震災遺構にならないと私は思っております。新品のものを見て心が動きますか。震災の脅威は伝わりますか。なぜ、あの場所、震災を伝えるために何かを造ろうとするのか理由をお聞きしたい。

私が思うに震災伝承とは、震災から命を守る方法を伝える、語り継ぐこととっております。何のために伝えるか、それは自分の家族、子供、孫、そしてまた子供、自分の大切な人やこれからの命を守りたいからです。皆様も同じだと思っております。あの光景を思い出してくださいよ。御遺体を考えてみてくださいよ。苦痛なあの御遺体。それが自分の家族なんですよ、それが友人なんですよ、いとこなんですよ、知り合いなんですよ。来年になれば13回忌ですよ。そういうことを思い出してください。

私たちは、今いる町民の未来を生きるためにこれを伝えるんです。私が今から言うことは、ある人は何言ってるんだと考えるかもしれません。だけど私は、反論はしませんけれども。冷たいように聞こえるかもしれませんが、他から来た人や観光客のためにやるものではないんですよ。震災伝承というものは、大槌町民が、町が、大槌町民を守るための伝承でしょう。私はそう思っております。

もし、その伝承を伝えてあげたいのなら、いろんな遺構の場をそのまま残した市町村があるでしょう。大槌町だけが被災地じゃないですよ。岩手県沿岸、宮城、福島、みんな被災地だよ。大槌町が行う震災事業は、大槌で暮らす人、これから大槌で生きる人を命を守るためであってほしいと思っております。

町が造ろうとしているモニュメントは何なのか。展示施設は何なのか。語り部ガイドの事務所なのか。何なのか私は分かりませんが、それって大槌町民の命を守るためじゃないですよ。私には、人を寄せつけるための見世物にしか感じないんですよ。観光施設でしか感じないんです。あのときの震災の思いをしたら、何モニュメントを使って、これ来て、こういうことがありました、伝わるでしょうか。その人たちは、他の人たちが来るかも分かんない。でもそれを見る、私たちが来てる、言ってる、そのたびに通るたびに、嫌な感じをしますよ。

震災伝承、それはいいでしょう。それは誰に向けるものですか。大槌町に来る人たちですか。大槌町民の子供たちでしょう。今私たちは、私は、子供、孫に、それをダイレクトに、御遺体とは何。震災で亡くなった人はどういうものだ。そういうことはっきり言います。じいちゃんの言い方は怖い。だけれどもそれ以上のつらさをあなたたちに与えたくないという意味で言うんですよ。

町長考えてみてくださいよ。あの震災で人を探すときに、いろんなところで写真見たでしょう。御遺体の、（「小松委員」の声あり）はい、委員長分かっております。もう少し、もう少し私の思いの丈を言わせてください。これ、本当に後は静かにしますので。

(「手短にお願いします」の声あり) はい。

先日、町長が庁の跡地に何かをつくるということを言いました。町長、私たちはあのとき庁舎を壊すときに、震災伝承の場所、大槌町の町民のためということで鎮魂の森を造ろうという意識を一致したと思っております。それが目の前に来年発注する、するんですよね。来年発注。今年。いやいや、これは大事な話ですよ。すぐそば、何を言っているんですか。(「御静粛に」の声あり) はい。すみません。また興奮してしまいました。

まず、鎮魂の森は造る。そしてそこを遺構の場所にする。そう思わない人もいますけれども、そこに行くという考えで間違いないのか。私は方向づけを間違ったのか、間違っていないのか。町長の意思と言った言葉の確認をさせてください。

以上です。

○委員長(金崎悟朗君) 町長。

○町長(平野公三君) 震災、そして旧役場庁舎の解体に当たっては、議会での議論の中で跡地を緑地化して整備した後の具体的な跡地利用をお示しはしなかったものの、何らかの表示の必要性と、これからどう伝えるかについてはさらに議論を要することについて、過日の議会の中で私は述べているところであります。そして、去年は震災伝承をさらに推進するため、町民の方々や震災伝承に関わる各分野の方々と協働による伝承文化を創造することを目的として、震災伝承のプラットフォームを立ち上げました。そして、昨年行われたワーキンググループを通して、町民の方々の伝承の場の熱い思いを強く感じたところであります。しかしながらやはり、その整備の在り方についても様々な意見があったことは十分承知をしております。そのようなことから、やはり次世代遺構ということはもちろん、町民の方々を含めて多く、広くその町民の方々の中で語り継がれ、震災伝承が町の文化が根づき、命を、委員言われたとおり、小松委員が言われたとおり、命を守る行動につながるような、そのためにも両跡地、もちろん旧役場、そして民宿あかぶについては、基金を設けて整備をすると、多くの思いは集まっているわけですから。それに応えていく必要があるだろうというようなことで、やはり語り継ぎきっかけ、語り継ぐ動機を呼び起こすようなモニュメントにしたい。施設ではなく。そういうものを整備をして考えているところであります。そのような具体的な整備については、今年度の震災伝承に係る様々な事業を通しながらまとめていきたいと考えております。

その時点において、やはり改めて、議会はじめ町民の皆様をはじめとして、丁寧に説

明をしていきたいと、決してですね、予算に計上しないとしないわけですから、議会への説明はもちろんのこと、住民の方々に対しても行っていく必要があるだろうなと思います。

小松委員は、町民の方々ということをお話しされました。しかしながらやはり、私たちは忘れてならないのは、多くの方々、町外の方々に助けられました、本当に。苦しい思いをしながら、ボランティアでも1万を超す方々が来られて、この大槌のために汗を流して、寄附をされ、様々なことで私たちは助けられました。そういう方々に対する思いもしっかり伝えるのが、やはり被災地の大槌町ではないかなと思います。小松委員は、ほかにあるだろうという話がありますけれども、やはり大槌でなければならない、伝えなきゃならないことがいっぱいあります。特に大槌町は、町長を亡くし、幹部職員が亡くなって多くの苦勞をしてきました。様々なことがこの10年間あったわけで、そういうことも含めて、やはり震災を伝えることが必要ではないかなと思います。

小松委員のお話は十分承知をしながらも、やはりこれからもきちんと在り方については、説明を申し上げたいと思います。来年予算をすとかではありませんので、とことんやはり話をしながら考え方を示して、やはり意見を聞いてお互いにやり取りしながら進めていく。決して町民の皆様の気持ちとかを無視できることではございませんし、町民の方々が語っていかなければならない、伝えていかなきゃならないという機運醸成がすごく大事なことだと思いますので、ぜひこれからの丁寧な御説明と内容説明をしながら進めて、私は参りたいと思いますし、緑地化の部分で様々なこの議会の中で何回か、質問の中で私はそういう形でお答えしていますので、緑地化以外のことでっていうことではないので、その辺は御理解いただければなと思います。

○委員長（金崎悟朗君） 小松委員。

○14番（小松則明君） いろんな部分で町長の言う部分、納得もするし納得もしないという部分も多々あります。例えば、震災伝承プラットフォームの話がちょっと出ました。この中でも話しているんですよね。その結果の部分、報告3の、町内に類似した構造物を整備することの妥当性についても検討が必要と思われる。高さを表すものとして、防潮堤のほうが海に隣接しており、より高さのイメージが感じやすいと思います。言うなれば、庁舎前に高さを出すものを造りたいとかっていう話も出ていますけれども、これ否定になっていますね。さらに、映像技術も進んでいる。言うなればARですよ。ARが一番そのままでも、そこの部分に対して見渡せるという。今の町民の方々が、いまだ

に闘っていると、闘っているんです。ここの役場の職員の方も、あのときあの場所で屋上にいる方、同僚議員が流されているのを見てるはずですよ。それは思い出すでしょう。私も闘っていますよ、毎日、毎日。そういう住民の方がいるという。それと、大槌町は他市町村の方に助けられました。確かにその思いは否定しません。否定しないし、来て大槌町を見たいというならば、そういうものにAR、ARですか。そういうものに頼っていただけないでしょうか。そのほうがリアルなのかなと思います。町長。今回の議会の中で造るということを、町長は一般質問の中で言いました。その造るという意味のものは、あそこの防災空地に何かを造るという意味の造るなのか。ARみたいなものを造るというものなのか。そこのことをはっきり今、明言していただけないでしょうか。

○委員長（金崎悟朗君） 町長。

○町長（平野公三君） プラットフォームの震災伝承プラットフォーム構想の中で説明を申し上げておりますけれども、一つはやはり今、小松委員からお話しがあったように、VRかその部分についてももちろんそうですけれども、何らかの形でモニュメントが欲しいということで、造るという話をさせていただきましたので、これからお話の中では、VRも同じ、一つ造る。あとはやはりモニュメントを模したものを造りたいということでは考えております。

○委員長（金崎悟朗君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 造る。ARも何かも造る。防災空地、津波があったときにはあそこに車を置いて逃げる。では聞きます。町長はあそこは祈りの場ではない。祈りの場ではない。鎮魂の森が造ります。造った場合には、あそこのお地藏さんから何かからは撤去になるんですか。それについてお伺いします。それと、私3回目なんで、委員長ね。それでまず各議員の方にもお願いしたい。私の意見を継いでいただける議員があれば、そのまま引き継いでいただきたいと思っています。残すか、残さないか。それを移動させるのかというところをよろしくお願ひいたします。

○委員長（金崎悟朗君） 町長。

○町長（平野公三君） 持ち主との関係がございまして、撤去という形になるか、その辺移動するかということについては、これから関係者と話をしておりますので、その辺は。ただ、言ったとおり、あそこは鎮魂の部分ではないと私は思っていました。伝承の場だということをはっきりと言わせていただきます。しかしながら、鎮魂の場ではないと思っていました。伝承の場ということを位置づけて、私は今回の整備をお願いをした

いと思っております。

○委員長（金崎悟朗君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） それに関連してですけれども、今のやりとりの中で出た、震災伝承プラットフォーム事業というのがあったと、それは承知しています。ただ、我々が前任期のときに解体に賛成して解体に今なっているというのは、あそこにも何も造らないと。慰霊の場ではないんだと言いながら、今度は震災伝承事業という事業の中でワーキンググループがけんけんがくがくしたら、今の町長の答弁聞いていると、施設ではなくてモニュメントだと。それがどういうものなのか承知もしませんけれども、私はそのやり取りの中で一つ何か行き違いがあったんだと思う。もう町として旧庁舎を壊したっていうことは、あそこは慰霊の場所にもしないし、建物構造物も建てないんだと。という前提で、いかにこの被災地を伝承していくかをワーキンググループの方々に議論をいただかなければなかったのではないかと思うんですよ。伝承するために皆さんの意見を下さい、数名しか集まっていないワーキンググループが、こういうものを建てたいとかっていう話から始まったら本末転倒ですよ。そこら辺の、町のこの伝承事業におけるワーキンググループの方々メンバーに意見をどのように募ってきたかというのが、非常に疑問が残るとい話になる。だから、みんなが誰かが言ったからそうなるものではないわけですよ。みんないろんな議論をして葛藤しながら日々過ごしながらあの結論に至って今があるんですよ。それを後からでも伝承しないといけない。それは分かる。でも構造物じゃない、建物じゃない、慰霊の場は鎮魂の森にもものにするんだ。それ以外のツールを持ってやったのがVRとか、具現化した映像ではないんですか。その議論がまだ醸成していないって報告書にもあるじゃないですか。それを何でモニュメントありきに行くのか。ARで十分な場合だってあるじゃないですか。そういうことをやっぱり丁寧に議論をして、やっぱり伝承にはこういうものなんだよねっていう話から行かないと、何か伝承でワーキンググループで調査報告書はもっと時間をかけろ、ARでもいいんじゃないかって言ってるのに、モニュメントありきで何か最近のですよ、風潮があるので、以前の合同常任委員会でも申し上げましたが、遺族はいろんなものも感じているんですよ。それでいろんな、言葉は悪いけれど数名のワーキンググループの人たちが何か言ったからそれに偏っていくっていうのは、何か非常に危険。町民を無視しているように聞こえるんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金崎悟朗君） 町長。

○町長（平野公三君） さきの伝承プラットフォームについては、決して皆さんの意見を聞きながらではなくて、方向性として何らかのモニュメント的なものを含めて建設したいがどうだろうかという提案をされているので、決して集まった方々が、その部分で話されたことではないと、まず、そこは訂正させてください。この中で言ったとおり、最初の説明申し上げたときには、語り部とかありますけれども、やはり旧庁舎と民宿あかぶの部分については、何らかの形でそういうものを造りたいがどうだろうという話でしたので、集まった方々が事前にそういう話が出たので、自然発展的に出たのではございませんので、私の思いの中で話を、柱として挙げさせていただいたことですので、VRはそれもちろんありましたけれども。それは町として、私として挙げたことですので、あの集まった方々がそういう気持ちで話されたということはないということは否定させていただきます。

とにかく、私の中では震災後も様々に御質問をいただいております。過去においても、委員はじめ、いろんな形でその跡地についてのお話はさせていただいておりますが、その中でやはり何らかの形での、伝承するものを造っていきたいという話は、話をさせていただいておりますので、唐突では私はないと思っていますし、決してそのことでも、これからそのことを含めて議会に説明をしていく過程がありますし、町民の方々にも説明していく過程がございますから、しっかりとこのことについては話を進めていきたいなと思っています。

○委員長（金崎悟朗君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 言葉が最初に歩くから駄目だかなと、私も誤解している部分があるかも分かんないけれど、モニュメントというのは何なんだという話ですよ。この当局がつくったものから見てですよ、震災伝承の場の在り方検討の中で、要素としたら津波の高さが分かるものを、遺物を活用する、子供たちの日常集える場。私頭悪いからも分かんないけれど、津波の高さがあそこで分かって、遺物を使って子供たちが集える場って言ったら、流された庁舎の時計持ってきて、津波ぐらいの高さに飾るみたいなイメージしか思いつかない。例えばですよ、モニュメントね。施設じゃないから。そうしたらあそこ建物壊した意味がどこさあんのかっていう話ですよ。じゃあ、別な意味でモニュメント。私は当時、前町長の時代から申し上げてきたのは、あそこに旧庁舎役場があったということには間違いがないんだと。役場が点としてあるんだと。そこに、あそこは旧庁舎の跡地っていうそのしるし。へそのしるしを花壇にあって、日時計でも、花時

計でもいいんですけれども、そういうそのしるしを残すなら、私は大賛成。当時の議会でもその話を申し上げました。だから、町長が言うそのモニュメントっていうモニュメントと、我々が感じているものに差があるのか。ただモニュメントという、町長はモニュメントという言葉を言ってるだけで、具体化をしているものではないけれども、伝承のために何が必要なのかを今後検討しながらモニュメントを何かするべを考えていかないといけないなっていうようなことを、今、お思いなのか。それについてはどうですか。

○委員長（金崎悟朗君） 町長。

○町長（平野公三君） 今、芳賀委員お話をあつたとおり、具体的なものではないと私は思います。過日のプラットフォームの中でも、様々に構想が出てですね、まとまり切れなかった部分がありました。ですから、これからの中でモニュメントのものを具体化していくということになるんだろうと思いますので、遺物もございまして様々な形もありますから、それについては、これから提案を受けながら、提案をしながら進めていきたい。決して、空地をですね、覆うような形は私はない。もちろん、そういう防災空地ということで整備をしていますので、全体を覆うことではありませんので。そう言ったとおり、中身についてはこれからということで、やはり震災を伝える、伝承するという部分でのモニュメント等を考えていただいて、イメージとして津波が分かるものとか、遺物とかっていう感ありますけれども、これからそれを少しまとめていきたいなというように思っています。

○委員長（金崎悟朗君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） ですので、そのモニュメントたるものを後で、例えば、具体化すればもちろん議会に提案もあるんでしょうから、そのときの議論かも分からないけれど、私が言いたいのは、慰霊の場所ではないと言いながら、遺物を使ったらそのように心行くじゃないですか。当時思い出すじゃないですか。それがつらいという話ですよ。だから、遺構はなくなって、慰霊は鎮魂の森なわけですよ。遺という文字を使うのであれば、鎮魂の森のほうに、何かそれを感じるブースとか、エリアがあるとかなんとなんとかっていう話ですよ。役場職員の人たちをどうするかは役場の職員の人たちが考えればいい。町の税金でないところで考えればいいですよ。遺族の方々が。だから高田がそうです。消防だったって、殉職者がいたけれども、鎮魂の森に造ろうという話はあつたけれど、消防会館のところに造ったわけです。だからその団体、その所属している人たちが犠牲になった人をどう思うかというところ。我々は町民の声として、あそこを通るのがって

いう話から今の経緯に至っているのです、それを総括すると鎮魂の森なんですよと言って
るんです。だから、その伝承というものと、遺というものの違いを明確にすることと、
決してそこを何かモニュメント、例えば造ったにしてもこのぐらいなのか、こんなのか
分かりませんとなったときに、何かそれに昔はこうだったとかってというようなことで、
何か人の心が、心に寄り添うと言って町長壊したわけだから。そこに乖離があると駄目
なので、何かありきで話をしていくと駄目なんですよ。だから、ここにも整備に係る要
素を整理できたものの具体的な是正案については望むものの考え方、思いが参加者それ
ぞれでまとめることまで至らなかったってあるんですよ。人それぞれあるんですよ、や
っぱり。だから何が正解か分からないんですよ、まだまだ。だから取りあえずARとか
で、映像で出して、来た人についてはそれで見せる。でも、町民に対してはやっぱり整
理した結果こういうものが必要でないかということで議会に提案ある、説明があるとい
うようなところで、まだまだ丁寧な議論が必要なんだと思いますが。最後に答弁。

○委員長（金崎悟朗君） 町長。

○町長（平野公三君） もちろんそうです。拙速な結論は出さないつもりです。もちろん。
いろんな考えがあるわけですから、それをやはり大事にしていく必要があるだろうと思
います。過日にも、プラットフォームで集まっていたときも、報告会もそうなっ
ているんですが、8名の方々が集まっていただきましたけれども、もっと多くの方々に震
災伝承の在り方については、関心と興味を持ってもらう必要があるだろうと思いま
すので、これからやはり私は自分の気持ちで、結果だとしてモニュメントをって話をさせ
ていただきながら、どういうものかというふうについてはまたもう一度、議会、あと町民
の方々との話合いの場を持たなきゃなりませんので、来年とか再来年というそういうこ
とではなくて、やはり継続的に息長く、震災伝承をつないでいくためには何が必要かと
いうことをしっかりと話合いながら進めてまいりたいと思っております。

○委員長（金崎悟朗君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 今、震災伝承プラットフォームでちょっと議論させていただき
かったんですけれども、今、お話出ましたので、先ほど来から町長が言っている震災伝
承プラットフォームでの議論ですね。私も何回か出席しております。やはりいろんな意
見がある中で、制限は町でいろいろかけたわけじゃないですか。あれはできないですよ、
これはできないですよ。そうすると、感じたのはその議論の誘導ですね。予算的にも、
あるいはその建物というかその整備するものの規模的にも、やはりそのモニュメントし

かできないですよ的な、そういう議論誘導ですね。私は、間違いなくその議論誘導があったとしか思えない。いろんな意見があった中で、やはり何も要らないじゃないかという意見もあったわけですね。あれだけその予算をかけて、コンサルティングも入れて、結果は全く出なかった。そういう中において、いっそのことあれぐらいのお金をかけるのであれば、住民投票であったり、また地域を各地域を回って町民の方々の意見を私は聞いたほうがよっぽど効果的だと、そういうふうに思いますよ。その辺についての御意見。

○委員長（金崎悟朗君） 町長。

○町長（平野公三君） 今回、プラットフォームを掲げて話し合いをして、決して議論誘導するようなそういうことでは私はないと思っていましたが、菊池委員がそういう形で思われることについては、やはり反省しなきゃならないことだと思います。やはりプラットフォームでの話し合いも含めて今回結論が出なかったこともありますし、様々なことをどうするかという、さっきも言ったとおり、震災伝承の在り方をしっかりと興味関心を多くの町民の方々が持っていただく機会を多くつくりたいと思います。ですから、1回の場所ではなく、コロナ禍でなかなか外へ出れない状況はございますけれども、徐々に改善されておりますので、感染予防をしながら各地区に入るかどうかは別としても、大きくそういう場をつくりながら事を進めていくことは必要ではないかなと思います。

○委員長（金崎悟朗君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 10月から防災マップの関係で各地域を回るということなので、もしあれだったらそのときにでもお話出してもいいと思うんですね。この跡地のことに関するということ町民の意見を求めるために、一緒に私やってもいいと思うんですよ。

それと、もう1点伺いますけれども、今役場職員の御遺族の方、一部の御遺族の方で、芳名碑を跡地にというお話も出ていると伺っておりますが、この辺の御見解というか、そういった事実はあるのかどうか伺います。

○委員長（金崎悟朗君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 旧庁舎跡地役場職員犠牲御家族、御遺族の方々の芳名板をそこにという、設置というお話は前からございましたが、その折に、町長のほうから、役場として公費でそれを建てることはできませんということでお話をさせていただいておりましたが、個別に例えば先ほどお話ありましたとおり、陸前高田の例の

ように、場所とかいうふうな分については、町として御相談に応じますという姿勢をお示した上で、そういった御遺族の方々とのお話というのは、今その相談に応じて、そういう意味で個別に応じているというところでございます。

○委員長（金崎悟朗君） 菊池委員。ちょっと待ってください。菊池委員どうぞ。

○1番（菊池忠彦君） そういう話があるということで、今後いろいろな議論があるんでしょう、それに関しても。なので、様々な議論があるんですよ。それをたったの数名で、あそこの場で方向性を決めるというのは、私は適当じゃないと思いますよ。なので、もっと大きな、先ほど言ったように地域を回るのもそう、もうお金かけるんだったら住民投票でもいいですよ。それではっきりさせたほうがいいですよ。

最後に一言申し上げますけれども、もし跡地を大事に思うんだったら、草刈りぐらいやりましょう。ついこの間じゃないですか、草刈りやったのが。もう夏の間そのまま放置じゃないですか。本当に大事に思うんだったら、しっかり整備しましょうよ。

以上。

○委員長（金崎悟朗君） 町長。

○町長（平野公三君） 草刈りについては、2回やっておりまして、お盆時期も合わせてしっかりとやらなきゃならないということで今、地域整備課のほうで整備しましたが、やはり防災空地でもあるし、その部分ではきちんと整備しなきゃならないと思いますので、それは定期的にやらせていただきます。

○委員長（金崎悟朗君） 阿部委員。

○8番（阿部俊作君） 小松委員の話はよく分かります。私もそういう思いでございました。それで、この町をどうするか。それがまず一つと、それから将来子供たちをどのように、そういう災害から守るか。そういう考えを持ちました。そして、今までいろんな被災をしながら、津波を何度も受けながら、どうしてまた同じような災害が起きるのか。それも考えました。災害を逃れるためにどういう行動、どういう学習、学習が必要か。そういうことで、赤浜のいち早く条例をつくって、赤浜の民宿跡地を震災遺構として学習の場にしよう、そういう条例を見たので、ここは一度考えてずっとそこを子供たちに伝えるために、そして今までは恐怖で伝えてきたので、怖い、怖い思いをした。それは将来的に行くと、自分はすごいあちこちで怖い思い、それから昔の人たちが怖い思いをした、でも自分は大丈夫。そういうふうになってくる。それを私は今までの津波の石碑、それを見ながら、書いてあるのを見ながら、どうやって未来を守るか。まずは、自然と

向き合い学ぼう、自然とはどういうものか。これを端的に表すような、そういう家庭学習の場としての遺構。それが一番大事だと思ったんですよ。

それから、役場庁舎はすごくインパクトが強いんですけども、私自身もつらいし苦しくなるし、明るい町にして、亡くなった人たちそれを伝えるんじゃない、災害の大きさは伝え、だけれども自然と向き合う。そういうことで副町長が答弁いただいていると思います。役場庁舎のことは今に至っていろいろ考えがあると思うんですけども、いち早く決めた条例について、もっと考えていただきたい。そういう思いですが、これ質問の場所ですので、その伝え方、みんなで考え、これからまたさらに考えるか。いろいろな意見を集めて、もっともっと良い方向で、未来が、子供たちが、安心、安全、そして元気に暮らせる町、そういうふうを考えていくかということで、今、副町長が11年もかかって副町長に対して一般質問で、何やってんだっていう思いがありましたけれども、よく分かりました。ただ、私は私でやっぱり同じです。小松委員と同じです。気持ちは同じです。そういうことを、（「答弁は要らないんですね」の声あり）答弁は、（「要らないんですね」の声あり）答弁はいいです。回していいです。

○委員長（金崎悟朗君） 13時30分まで休憩します。

休 憩 午前0時17分

○

再 開 午後1時30分

○委員長（金崎悟朗君） 再開します。

委員長より皆様にお願ひがあります。限られた時間ですので、ぜひ質問は、きちっと内容を捉えて簡潔にお願ひ申し上げます。

再開する前に、地域整備課より午前中東梅委員の質問について答弁がございます。地域整備課課長よろしくお願ひします。

○地域整備課長（太田信博君） 東梅康悦委員からの御質問がありました、町営住宅入居者の長期不在者数の御質問について、私の準備不足であり大変失礼いたしました。改めて報告いたします。

町営住宅を引き続き15日以上使用しない方は、本年9月9日時点で27人の方々が不在しており、主な理由といたしまして、施設入所者や入院などとなっております。

以上報告いたします。

○委員長（金崎悟朗君） では、午前91ページまでの質疑を進めておりましたが、次ペー

ジ93ページより入りたいと思います。白澤委員。

- 2番（白澤良一君） 企画費の負担金補助及び交付金の公共交通路線バス運行費補助金に関連して御質問させていただきます。

公共交通の路線バスの運行費補助をしながら地域住民の足の確保を努めているということは本当に大変重要なことだと理解しています。実はですね、以前には委員会等で役場職員も1か月に数回、自家用車通勤をやめて公共交通を利用したらどうかという提言をした記憶がございます。これに対して、検討してみたいという委員会での答弁がありましたので、その検討結果、どういう内容で、どういう方向性で進んでいるのか、その辺について御答弁いただきたいと思います。

- 委員長（金崎悟朗君） 企画財政課課長。

- 企画財政課長（太田和浩君） はい、お答えいたします。

役場職員の町民バス等を利用した通勤ということではありますが、なかなか朝の時間があっても、帰りのほうがなかなか難しいとか、いろんなケースがありますので、やっぱりその辺については、役場全体でその方向性を出すというのはなかなか難しいということで、やっぱり職員各位の判断にお任せするという内容であります。

- 委員長（金崎悟朗君） 白澤委員。

- 2番（白澤良一君） 要するに役場職員が通勤に使えないということは、やっぱり住民もそのような不便を感じていると思います。ですから、せっかくお金を出して足を確保しているわけですので、例えばそのダイヤを改正しながら、本当に足の確保できるようなその通勤帯でも対応できるような、ダイヤの改正をしながら公共交通のその利便性を図っていただければと、そのように考えています。

それから、主要な施策の成果に関する説明書15ページを見ますと、成果目標の目標値238に対して、実数値が62名、達成率が26.1%と本当低い数値になっています。目標値を達成的でできなかったのはウイルスの関係とありますが、このほかにも要因があるのではないかと思います。一昨年のね、一昨年、令和2年度の数値と比べてどのようにこれは改善されているのか。お尋ねしたいと思います。

- 委員長（金崎悟朗君） 企画財政課課長。

- 企画財政課長（太田和浩君） はい、お答えいたします。

成果目標の指標の数字ではありますが、これは大槌駅の乗車人数ということでもあります。これは町民バスを利用しながら駅の利用も促進するという観点での指標をつくっており

ます。目標値については、これは震災前の利用状況、乗り入れ状況为目标としておりましたが、現在の実績値62人については、なかなかそういう数字にはいかないということで、その背景には震災前の238人については通勤、通学が主な利用者で往復で大体同じ人が行って帰ってくるということで、その半分の100何人という方が利用したというふうに推測しております。しかしながら、この人口減少、あとは高校生の生徒数の減少、こういう傾向がありまして、今現在こういう数字に推移しているというふうに捉えております。

○委員長（金崎悟朗君） 白澤委員。

○2番（白澤良一君） ちょっと私が質問したのはですね。令和2年度と比較して、どのぐらいの変化がなされているかというところですか。もちろん目標値を確保するためには、確保できないっていうのは、その利用者の利便性を考えたダイヤ編成をもっとやれば乗車率のアップになると思いますけれど、その辺も含めて一昨年度の数値合わせて御答弁いただければありがたいです。

○委員長（金崎悟朗君） 企画財政課課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

この数値の令和2年度の比較であります。令和2年度は実績値は69.1人ということで、62人に数値目標は確保しているという状況であります。

○委員長（金崎悟朗君） 3回です、3回終了しました。

進行します。

95ページ、中断まで。進行します。

95ページ、中段より下段。進行します。

97ページ、中段まで。

2項徴税費。進行します。

99ページ、下段まで。進行します。

3項戸籍住民基本台帳費。進行します。

101ページ、中段まで。進行します。

4項選挙費。進行します。

103ページ、中段まで。進行します。

5項統計調査費。進行します。

6項監査委員費。進行します。

105ページ、上段。進行します。

7項地方創生費。菊池委員。

- 1番（菊池忠彦君） 地方創生費。下段の大槌町U I ターン就業支援事業助成金のところで伺いたいと思います。

成果表に関する説明書を見ると、目標値を上回る32件ということなんですけれども、これは単純に当町への32名の転入があったという、そういった認識でよろしいでしょうか。

- 委員長（金崎悟朗君） 産業振興課長。

- 参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

こちらに関しましては、3か年です。続けている事業でございましたので、当該年度で新規に実は受給した方は、このうちの中の4名でございます。ただですね、U I ターンに関しましては、実は昨年9月から町民課と共同でアンケート等を実施してございまして、昨年9月から、要は転勤とか、そういったものにかかわらず、県外からいらしたという方は25名というふうに把握してございます。

- 委員長（金崎悟朗君） 菊池委員。

- 1番（菊池忠彦君） 3か年で32名。昨年度にすれば少々少ないのかなと思いつつも、これは今、現状そのコロナなどで仕事、就業する場合にいろいろ問題などもあると思うんですけれども、そういうその仕事などに関してのあっせんといいますか、例えば、転入してくる方がもう既に仕事を決めてくる方もいらっしゃると思いますし、また、来てから仕事をお決めになる方もいらっしゃると思うんですよ。その辺の比率というのはどうなんでしょうか。

- 委員長（金崎悟朗君） 産業振興課長。

- 参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

先ほどのこのU I ターン就業支援助成金というのは、実はその入ってくれば誰でももらえるというわけではなくて、規定がございまして、要は町内の企業に就職していただくというのが前提でございましたので、ですので4名という枠組みなんですけど、だから先ほどちょっと25名と言ったのと合致しないということでございます。基本的に、アンケートを取ったわけではないんですが、御相談、いろんなこの何ていうんですかね、U I ターン関係の助成金の御相談に来る方にお話を聞いてみたところ、ほとんどの方が実はもう転入する前に就職先を決めてきている方がほとんどであるというのが実態でござ

います。ただ、今後におきましても、例えば、旦那さんは決めてきた。例えば、奥様が子育てが空いてきて、それとも、もしくは一緒についてきたんだけど、奥様のほうはまだ決めていないという場合であれば、今後につきましては、やはりどういった、もちろんハローワークとのあっせんもできますけれども、そういった相談窓口を私どもでも移住定住推進事務局というような窓口も持っておりますし、役場の担当のほうでも、つぶさにそういった御紹介ができるような体制を取ってまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（金崎悟朗君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。非常に大事な分野でありますので、今後もその取組を生かして、1人でも多くの転入者、移住、UIターンの就業者を町内に迎え入れるという、そういう体制を取っていただきたい。御答弁いいです。

以上。

○委員長（金崎悟朗君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 総括質問で申し上げた地域おこし協力隊について少し質問します。

10名の方々が地域おこし協力隊で来たということでしたが、資料を見ればその中でも、3名の方がもうおやめになっているというのは、これは計画だったのか、それとも何かしらの事情だったのかということを伺います。

○委員長（金崎悟朗君） 産業振興課課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

3名のうち1名は、旦那さんの関係でどうしてもちょっと転居しなければならないということで、残り2名は自己都合、自己都合と申しますか、諸般の事情がございまして退任したということでございます。ただ、1名の方はまだ町内には在住なさっています。

○委員長（金崎悟朗君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 総括の答弁書の中で、今後の課題というところで、今事務局が1団体をお願いをしているが、今後公募するとか、あと町内の受入れ業者をさらに拡大していくとか、8月現在で20名に拡大もう既にしていますので、ということと、あと私初めて聞いたところで、特定地域づくり事業協同組合設立によるマルチワーカーなどの取組を検討しているというふうにあります。この中身についてお知らせ願います。

○委員長（金崎悟朗君） 産業振興課課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） はい、ありがとうございます。

まず一つ、協働まちづくり事業協同組合に関しましては、実は当初予算、令和4年度の当初予算に、その検討調査業務の予算を計上してございます。で、こちらの組合に関しましては、要はマルチワーカーを形成するというところでございます。というのは、例えば、農業が忙しいときは農業に携わっていただいて、漁業が忙しいときは例えば7月から10月までは農業に従事して、11月から4月までは漁業に従事するというような、仕事を町内の中で組み合わせるといのが、まちづくりの協同組合の実例でございまして、岩手県内では葛巻町が、今年に設立して、当町でもその需要を掘り起こしたいなということでございまして、今年度において検討しているという状況でございます。それから、その事務局についてですが、6月に町内の20業者ぐらい、社会福祉法人であったり、それから第三セクターであったり、町内のそういった団体に御案内を差し上げまして、6月の下旬のほうに説明会を開催いたしました。2社ほど御参加いただきました。それは引受先事業者であったり、それから事務局の説明会を同時にいたしました。来月も説明会を開催する予定でございます。3月定例会のときに議会から御指摘いただいた点に関しましては、真摯に受け止めて、改善の方向で公募について図ってまいりたいというふうに考えてございますので、何とぞよろしく願いいたします。

○委員長（金崎悟朗君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 社福法人にも広げているということでよかったかな。私ちょっと知らなかったんですが、私のところにも案内ください。ということと、その資料のほうで見ますと、その事務局経費が1人1年、地域おこし協力隊を引き受けるのであれば、事務局経費として100万円ほど入る。事務局の仕事があるんだと思いますけれども、私はこういうのは、例えばどこかに任せる会社、2人お任せしたら、そのセットのほうはその任せられた会社のほうが、その財源を使っているんなことができるし、実際自分のところにいるわけだからフォローもしやすいんじゃないかと思うんですよね。何かこれを見ると、いろんなところに人は派遣というか、割り当てるんだけど、1個の事務局だとそこに確かに経費は行くけれども、実際現場だと、何ていうのかな、引き受けていくのは補助金で人件費相当分が出ているから、1人分の人件費は浮いているものの、何か違うような気がするんですよ。違うというのは、そこで面倒を見てもらっているわけだから3年なら3年の、本来はですよ、この補助金がなくなっても3年以降残ってくれるような仕事が見つかることが理想なんですよね。ということは、3年間の間親身に働きながら相談に乗ったり、いろんなことがあるわけですよ。だったら、その事務局経費

たるものを、その会社にもお願いをして、サポートをするほうが合理的なのではないかなというふうに思いますが、それを予算の審議の中で、来年度に向けてそういうのも検討していくというような答弁がありました。そういう考え方をお持ちなのかどうかということを確認をさせていただきます。

○委員長（金崎悟朗君） 産業振興課課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） ありがとうございます。

当初予算で、いろいろ議会のほうからも御指導、御鞭撻いただきましたので、実は令和4年度に関しましては、8万円ほど下げまして、102万円ほどにしてございます。1人当たりです。それで、今議員がおっしゃったとおり、いろいろなことをこれから、やはり残っていただくために考えなければなりません。その事務局経費に関しましては、今後につきましても、もちろん事務局を引き受けていただく事業者とともに、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（金崎悟朗君） 進行します。

107ページ、中段まで。進行します。

3款民生費1項社会福祉費。進行します。

109ページ。進行します。

111ページ。芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 111ページの上のほうの負担金のところの新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金のところで、ちょっと伺いますけれども、これも総括質問でお話をさせていただきましたが、いろんな事業の効果はあって、特に商業関係のほうの、いろんなものがあつたわけですが、これらを私が思うのは、産業振興のほうでいろんな企画だとか、その他の課も産業振興が一番ボリュームが多いから言うんですけども、いろんなそのコロナ対策があるわけですね。今後、こういう交付金等が見込まれる場合に、その役場が企画したものを議会は説明会の中で聞いて提案になるというのが今なんですけれども、今後ですよ、どういうところに本当に困っている人がいて、どういうところに交付金を使うほうがいいのかっていうあたりも、何かこういろんな意見を交えながら吸い上げられたほうがいいのではないかな。去年であれば、例えば水産のほうに行ったら農業も忘れるなどって後で農業がついてきたとか、いろんなことがあつたんですけども、今後について、方向性についてはどのような考えをお持ちなのか伺います。

○委員長（金崎悟朗君） 企画財政課課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の今後の対策という御質問に対してお答えいたします。

まず、政府のほうについても、新聞報道で昨日ありましたが、国のコロナ交付金の増額というものも、報道で昨日聞いております。なお、今回の定例会での補正予算であっても、やはり物価高騰の対策に重点を置いたというような使い方を示してもらいました。今後についても、やはりこの秋の食料物価、あとは電気料金も11月から値上げになるという情報もありますし、そういう部分について重点的にやっていきたいと思っております。あと、補足になりますが、今回の補正予算の中で町の配分を超したような、必要だと感じて交付金のほうを前倒しでやっておりますので、その辺は御了解をお願いいたします。

○委員長（金崎悟朗君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） コロナと物価高騰併せ持って交付金の中で、いろんなメニューを考えていくというのは本当に大変なんですよね。ここに手当てをしようと思ったら、こっちもある、こっちもあるというふうに、なかなか大変だと思います。なのでその企画財政が確かに総まとめだとは思いますが、例えば産業の分野もそうだし、福祉の分野もそうだし、教育の分野だってもうここまで来ると、誰もがなわけですよね。そこら辺を、各担当課から、今、うちの担当課のほうではこういうような支援策が欲しいんだとか、そういうものを丁寧に話をして、最終的には平らでしなくちゃいけないので、それを枠の取り方もあるんでしょうけれども、そういうように庁舎内でも進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（金崎悟朗君） 企画財政課課長。

○企画財政課長（太田和浩君） ありがとうございます。

やっぱり町の取組の進め方についても、やはり各課からの状況をつぶさに聞き取りながら、必要な部分にはその時期を逃さないように対策を打っていきたいと思っております。

○委員長（金崎悟朗君） 進行します。

113ページ、上段まで。進行します。

2項児童福祉費。進行します。

115ページ、中段まで。下段。進行します。

117ページ、中段まで。進行します。

3項災害救助費。進行します。

4款衛生費1項保健衛生費。進行します。

119ページ。進行します。

121ページ、中段まで。進行します。

121ページ、下段。進行します。

123ページ、中段まで。澤山委員。

○5番（澤山美恵子君） 新型コロナウイルスワクチン接種委託業のところでお聞きいたします。コロナ感染症の終息もめども立たないわけですが、今朝の新聞によりますと、また新しい変異株というのが出てきているみたいです。大槌町においても感染者の数も多くなっておりますが、コロナ感染においては様々な支援というのがありますけれども、しかしながらコロナに感染した方が後遺症に苦しんでいる方々が多いわけです。仕事に復帰しても目まいとか、頭痛とか、そういった様々な症状が出て、あと仕事に意欲が湧かなかつたりとか、本当に大変な思いをしている方々がおられますけれども、こういう相談事というのは町にはありますか。

○委員長（金崎悟朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） はい、お答えいたします。

コロナの感染された方の中で、やはり味覚障害、あとは嗅覚障害、あと倦怠感等様々なその後の症状が出ているというのはちょっと情報としては受けているところであります。それで、国のほうでも感染後にかかる罹患後の症状、いわゆる後遺症的なものに関しては、かかりつけ医さんのほうに相談をしていただいて、しかるべきその対処療法における治療のほうを進めていただくように勧めております。これが今後、その治療がなかなか長引くような場合においては、まだこの部分は確定はされていないんですが、労災等の対象にもなり得るだろうかというところは、今、検討されているところであります。

○委員長（金崎悟朗君） 澤山委員。

○5番（澤山美恵子君） 中には、本当に休職を余儀なくされ、休職になっている方もおります。今、現実的にそういった方のその支援策って本当大事なものだと思っておりますけれども、何かコロナの後遺症に悩まされている方のいろいろな話を聞いてみれば、コロナワクチンをやって、何も反応が現れなかった人、そういう人がなっているような気がする

んですよ。ワクチンをしてから頭痛とか、そういったふうな症状が現れてくる人じゃなくて、現れなかった人のほうが多いような気がするんですけど、そこら辺も調べてみたりとかもしておいたほうがいいんじゃないんでしょうか。研究ですよ。

○委員長（金崎悟朗君） 健康福祉課課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

ワクチン接種における副反応、熱発でありますとか、あとはその接種部位の痛み等に関しては、そういった症状が強く出る場合には比較的その抗体が形成されることによる現れだというふうに調査会のほうでは見解を受けているんですが、そういった症状が出ない方が逆に感染しやすいか、あるいはその感染後の後遺症に出るかというのはちょっと情報としては入っておりません。ちょっとその部分は、やはりその感染された方で後遺症的なものが、やっぱりなかなか症状が消えないというのは情報としては入っておりますので、その部分は今の御指摘の部分を、ちょっと注意しながら、ちょっと情報収集に努めていきたいなと、このように思います。

○委員長（金崎悟朗君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 私もこのコロナのワクチンのことで聞きたいんですが、今定例会のとき、教育長のほうからは最近子供の接種率が低かったんだけど徐々に伸び始めているということがあったり、政府のほうでは9月中旬から新しいオミクロン株に対するワクチンもある。ただ今度は4回目を予約していたけれども、5回目を受けるよりは4回目飛ばして、その新しいほうにするとかいろんな、私も素人ですけども、そういう感情があるときに、町内では今のところいつ頃からそのいわゆる5回目というか、オミクロン対応を始める予定なのか。あと、これも国のほうで明確に私、見ていないんですけども、既に4回目を打った方がオミクロン対応を打つための猶予期間というもの設定になっているのかについて、もし知り得ているのであればお知らせ願います。

○委員長（金崎悟朗君） 健康福祉課課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

5回目の接種は60歳以上と60歳未満の有基礎疾患以外の方であれば実際4回目になると思うんですが、通常そのオミクロンワクチンとされているものに関する接種については、直近9月2日の時点で接種が決定をされたところでありまして。順次ワクチン等の配送もありますし、今後医療機関との調整が出てきますが、当町といたしましては10月中旬くらいかなと思っています。ただ、実際接種するのはお医者さんでありますので、

お医者さんとのちょっと調整が伴いますが、決定次第、改めて通知したいと思います。

また、あと4回目接種済みの方が5回目の接種する場合の基準ですが、4回目接種と同様に5か月経過後になります。直近接種以降ですけれども、国のほうからもオミクロンワクチンの接種が進められている中で、4回目のほうを、ちょっとキャンセルしたいというふうなケースに関しては、極力4回目のほうを接種した後に、オミクロンワクチンのほうを接種していただくように進めていただきたい旨の通知もいただいております。

○委員長（金崎悟朗君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 今の答弁を責めるわけじゃないんですけども、効くであろうオミクロン株のワクチンが目の前にあって、効かないかもしれないだろう4回目をやっから5か月後待ってくれっていうのは変でしょう。何をもって5か月と言っているのか私は、国だからだけれどもね。そこら辺、何ていうんだろうな、何かミスマッチしているように、それは政府にも言いたいところですけども。10日が7日になってみたり、事例話します。7日の待機期間で無症状で出てきて、本当に老人ホームに勤務するようになって老人ホームで抗原検査したら陽性が出たんですよ。だから、市販の抗原検査キットに偏りすぎると、そういうミスマッチが出るとか。本当に町内でも高齢者の施設でクラスターが出たりしていますので、本当に大変なんですよね。そこら辺の、何ていうんだろう、福祉施設だからどこかから何か助成があるかどうかの話じゃないんです。今の国の給付金も、年度で幾らなんですよ。だから、令和5年の3月の実績をもって、次の申請なんです。年度内何も動かないんですよ。今申請を受け付けているのは去年の分だとか、上半期なんですよね。なので、施設はみんな取りあえず自腹で抗原検査のキットを、以前は不足しているだから大量購入する。実際陽性者が出たり、濃厚接触者であれば、ビニールのガウンを着る。うちのところも仕入れてはいるけれども隣の施設、町内の施設で足りなくなったからってそれを貸す。取りあえずは。そういうことを、実際です、それがね。というようなところを役場のほうでも理解をいただいて、情報をきちっと入れていただきたいというふうに思います。

あとは同僚議員が先ほど話していましたが、やっぱこのコロナ後遺症でやっぱりひどい人は3か月たっても復帰できないでいる。もう休まざるを得ないのでということで、傷病給付で休んでいる。ところが今、課長の答弁聞くと労災認定があるかもしれない。でもこれ因果関係難しいんですよ。事業所内の感染であれば明らかなんですけれども、どこからもらってくるかが分からないので、労災のほうもなかなか、二の足を踏

んでいるのが現状なんです。なので、町経由だと思うんですけども、国保であれ、社保であれ、いずれその社保であれば10分の6割が傷病給付なわけですけども、これを引き上げるような要望であるとかね。指定感染症なのでワクチンも医療費もただなわけですよ。でも後遺症で就労をストップしなければならない人がいるのも実際なんです。そこら辺も今後の課題ではあるんですけども、実際そういう人が既に去年でもいたわけですから。そういうのもやはりきちっと情報収集をしながら、今後、県も考えているし、国も考えているとは思いますが、何か要望を連ねていくと、やはり継続して要望していかなくちやならないようなところもあるので、ぜひその辺をやっていただきたいと思いますが、あとそういう情報もドクターといろいろ話するところもあると思うので、やっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（金崎悟朗君） 健康福祉課課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） ありがとうございます。

まず、医療機関との情報共有に関しましては、大槌町内の6つの診療所及び県立大槌病院の先生あと歯科医師で構成されるワクチン接種実行委員会、そして釜石医師会のほうを軸として動いています圏域でのワクチン接種の実行委員会。この2つが今そのワクチン接種あとコロナ対策の部分に関しては医療機関との情報共有、あと相談の場になってございます。そういった中でもやはりその感染状況及びその感染後の症状等に関する情報の共有というのははかれておりますが、やはりそれにひもづく新たに町民あるいは施設等に有効となれる情報に関しては、今以上にやはり情報発信、事務連絡等々を用いてお伝えをしていきたいなと改めて思ったところであります。

あと、機材の部分に関しましても町のほうで有している物品等を、もしその有事の際には提供可能であれば、提供できる部分は協力はしていきたいなというふうに思っていますので、ちょっとコロナの感染状況と報告をうちのほうでも受けた場合には、そういったその現場のほうで、必要とされるべきだし、あるいは物があるかどうかというのは確認させていただいておりますが、その部分に関しては、これまで以上にお互いの連携をちょっと密にしていきたいなというふうに思っております。

○委員長（金崎悟朗君） 白澤委員。

○2番（白澤良一君） 委託料に関連して、ちょっとお尋ねしたいと思います。

以前、町内の事業所、それからいろんな団体の方へお願いしてマスクを作っていた経過があるんだと思いますが、その後、今マスクってどのぐらい残っているのですか。

ようか。まずそれをお願いします。

○委員長（金崎悟朗君） 健康福祉課課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

令和2年度に町民の皆さん、事業所さんからの協力によって作成しました布製マスク、通称お茶マスクの作成プロジェクトであります。総作成枚数にしましては2万9,000枚に達しております。ただ、やはり業者とか専門家が作ったわけではないので、その中で約3割から4割が、例えば縫った際に間違えて針、指に刺して血液が付着しているとか、ちょっと汚れているとかあって、ちょっとこれらを精査した後に、実際にきれいな状態であるものが、現時点で約1万7,000枚ほどになってございます。

○委員長（金崎悟朗君） 白澤委員、ちょっとこの項目からずれていますので、次探してから質問するようにしてください。

123ページの中段より。進行します。

125ページ、中段まで。進行します。

125ページ、中段から下段。進行します。

127ページ、中段まで。進行します。

2項清掃費。進行します。

129ページ、上段まで。進行します。

129ページ、下段まで。進行します。

131ページ。

5款労働費1項労働諸費。東梅委員。

○9番（東梅康悦君） 補助金のところの奨学金の返還補助金というところで伺います。

まず、大学等終わった方々は奨学金を使って就職するときは、かなり荷物を背負って社会に出て、そしてその支払いが10年、15年という方々も結構いると思います。また、若い役場職員の方も、今払っている方もいると思うんですが、そこで、この奨学金の助成事業がありますが、この87万7,000円支出があるわけですが、この要件を少し御説明していただきたいと思います。

○委員長（金崎悟朗君） 産業振興課課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

すみません。ちょっとすみません、たくさん資料があつて、ちょっと今ごちゃごちゃしておりました。すみません、申し訳ございません。この助成金にしましては、まず、

今回の87万円にしましては8名の者が受給してございます。こちらにしましては、町内に学校終わって就業していただくというのが、まず第1条件でございます。まずは、町内の会社や、もしくは町内のほうで、例えば漁業や農業などに従事していただくと。あくまでも奨学金の貸与を受けて、返還予定または返還中の者であって、35歳未満、現在35歳未満の者であるということ等でございます。

○委員長（金崎悟朗君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） この補助事業を使って奨学金の返済が楽になるということ、そしてまた、町内に働いてもらう、住んでもらうというところが、まずこの事業のよいところだと思うんですが、これ今、産業振興課長の答弁、産業振興振興の事業ということで今答弁いただきましたが、町にも教育委員会所管の事業が、奨学金ありますよね。令和ちょっと前に、まち・人づくり奨学金ということで一定条件を満たせると貸与された奨学金も、場合によっては免除されるというものがあります。これが新しいやつ。従来からのものはそうじゃなくて、町単独の奨学金の関係で借りると。卒業したら支払うというものも、2本立てでやっているのですが、この中の成果表では、町が貸与する奨学金を新たに対象に加えることを検討すると書かれています。ということは、要するに町の教育委員会サイドのこの奨学金もこれに該当してくると思うんです。そこら辺は、やはり産業振興の部門と教育委員会サイドがしっかりと協議した中で、教育委員会の奨学金を使っても町に帰ってきて、住んで、地元の仕事をするという場合は、この部分もですね、該当させるようにしてもらいたい。するべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金崎悟朗君） 産業振興課課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） ありがとうございます。

今、産業振興課でも先ほどの移住定住も含めまして、いろんな方が御相談に来られます。そういった中では、いろんなケースをまずは聞いた上で、どのように、これだったら大槌町に戻ってきたりとか、大槌町に移住したい、定住したいというような、施策の一環として、これだけじゃなくて、もちろんその奨学金も含め、それから家賃の助成も含めて検討していきたいというふうに考えてございます。その中で、確かに今まで議員がおっしゃったとおり、じゃあ何でこの奨学金はよくて、こっちは奨学金は駄目なんだということもあったので、こちらにしましては庁内の中で、もちろん役場庁内の中で、議員がおっしゃったとおり情報共有を図った上で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（金崎悟朗君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） 今、課長から前向きな御答弁をいただきました。やはり今、大槌町に必要なのは、いかにして若い方々、県外に出て勉強した方々が戻ってきてもらうかということターゲットにしたそのU I ターンの事業なり、様々な事業を展開しています。今まさしくこの事業も、その誘導策の一つになると思うんです。ですので、ぜひこれはですね、令和5年度の新年度事業として町長部局と教育委員会部局がしっかりと煮詰めた中でぜひ事業化にしてもらいたいと思いますが。町長どうでしょう、今の話を聞いて。

○委員長（金崎悟朗君） 町長。

○町長（平野公三君） 先ほど、岡本課長が話しましたので、しっかりと連携取りながら方向性示していきたいと思います。奨学金を補填をする、補助するというだけでは、集まってこないとは思いますが、帰ってこようとするときのインセンティブになればと思いますので、全体として、UターンIターンに係る部分については、総合的に今の部分を含めて検討してまいります。

○委員長（金崎悟朗君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 同じところですよ。2年ほど前の政策提言のときに、全く今のことを提言したんですよ。大槌町の奨学金を借りている人だけじゃなくて、いろんな学校に、専門の学校に入った生徒が戻ってきて、奨学金を借りてですよ、大槌市の奨学金でなくていろんな奨学金ありますから、借りて戻ってきたけれど、俗に言う奨学金難民なんですよ。でも、地元がいいということで地元で働いて、その奨学金を返しながら町に税金払っているんです。何の差があるんだと。町から借りてなければ補填ができないのってのはおかしいんじゃないかということで政策提言申し上げました。そのときには事業化にならなかったけれども、同僚議員が今言ったとおり、どこの奨学金であれ、勉強するのに経済的負担を強くないため奨学金を借りて、実際資格を取って働くんだけど、働いた後に月額2万7,000円とか毎月払ってたら、車のローンはあるわってなったらほとんど手取りがないというような状況なわけですよ。なので、やはり町を活性化するのは人なんですよね。だからどこの学校に入ろうが、どこの奨学金を借りていようがは問題ではなくて、町に住所を持って、町の事業所で働いてもらうというのは最高の貢献じゃないですか。幾ら人材投資したって、東京に行って働いたら地元で金落ちないんですよ。そういう観点で、私も同僚議員と同じようにぜひこれ事業化していただきたい。

そうすれば、30歳未満であっても、35歳未満であっても、結局奨学金長く返すので、ありがたい人たちが出てくるかも分からない。そういうようなメニューをやはりつくって、大槌町に来たら皆さんが借りている奨学金を3分の1でも2分の1でも補助しますよと、どうぞ町に来て住所を有して稼いでくださいねっていうようなメニューがあってしかるべきだと思うし、ほかの市町村がやっているところもあるんだと思うけれど、いずれ負けず劣らず、とにかく人員が定着するようなことをやっていただきたいと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○委員長（金崎悟朗君） 町長。

○町長（平野公三君） やはり多面的なことで、地元だけではなくて、委員お話にあったとおり、他市町村でのという部分もございますので、それは総合的に考えていきたいと思えます。

○委員長（金崎悟朗君） 産業振興課課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 説明が足らなかったら申し訳ございません。他市町村の補助金と対象にしてございますので、対象にならないのが、例えば教育ローンとか、そういったのは対象にしてございませんけれども、ほかのものは対象に、ほかの町村とかですね、例えば団体とか、医療経営の団体とかが何か財団とかでやっているような奨学金とかを対象にしてございます。

○委員長（金崎悟朗君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） せっかく答弁いただいたので、一言つけ加えます。町内に住所を、某近隣の市町村の事業ですよ。大槌町で働いているけれども、何ていうか、ほかの住所、大槌町内に住所がないとか、その逆であるので、それが対象にならないという市町村があるんですよ。分かりますか。例えば、町内の事業所で働いているけれど住所が釜石だとか、山田だとか宮古なので、それは使えないですねっていうふうな縛りがある市町村もあるんですよ。釜石がそうだ、山田がそうだということじゃないですよ。そういうふうな事例があるので、町内に住所を有して町内がいいのか、町内に住所を有しているので釜石で働いていても対象にするのか、それは庁舎内で議論していただきたいんですが、少なくとも町内の事業所できちっと就労している。もしくは町内できちっと住所を有している。両方じゃないと駄目だという考え方もあるでしょうけれども、その点もきちっと議論して事業化に進めていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（金崎悟朗君） 進行します。

131ページ。

6 款農林水産業費 1 項農業費。

133ページ。佐々木委員。

○3 番（佐々木慶一君） 農業振興費の委託料のところでお伺いしたいと思います。

昨日の本会議の中でも、補正予算のところちょっと議論があったんですが、熊、今年非常に多く出て、ただ捕獲量も、捕獲数も多かったということで、一時の毎日出るような状態からはちょっと落ちついているかな、まだ出ているところあるようですけども、その一番やっぱり効果あったのは、そのわなによって10頭も捕まったというところが非常に効果があったのかなと思っています。ただ、昨日の答弁ですと、今スマホで監視できるようなわなは2つしかない。昨日のお話ですと、増やしてほしいという話もあったんですが、一方で取り扱う人たちも今、制限、数が限られているんで、そちらの人たちの資格も取得するような動きがあるという話でした。改めて、そのわなのこれからの増やす計画とか、あるいはわなを取り扱うその資格の取得計画、それは誰が、実際その取り扱っているのかということも含めて教えていただきたいと思います。

○委員長（金崎悟朗君） 産業振興課課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

6月中旬以降でしたか、連日のように熊が町内にあちこちに出没いたしまして、急遽、遠隔監視わなを既存予算で既定予算で購入いたしました。2台で今運用してございます。現在も吉里吉里地区と、それから柁内地区に1台ずつ設置してございます。こちらは出沒数が多い箇所、今現在、2か所に設置してございまして、また、浪板とかでも出たりしている部分がございますので、その辺は状況を監視しながら。それから、どうしてもその、ここに置いてもいい場所と、やっぱり何ていうんですかね、民家が近かったり、あとは子供さんが通るような場所に、近くにやはりこのわなを設置できないので、設置できる場所というの、どうしてもその必ずそこへ出るからと言ってもなかなか難しい部分がございます。それで現在は、やはりその猟友会であったり、いろんな方々と、ハンターの方々と御相談した上で設置場所を決めてございます。昨日のその御質問でもお答えいたしましたが、確かに増やしてはいきたいというふうに思っております。それで、先ほどのお話ともちょっと重複いたしますが、まずは、どういうふうに、その捕った後に処分するかという、処分方法も含めまして、まずちょっと教育しようと、リテ

ラシーを上げようというのが今年のまず目標でございますので、一気に10台、20台という話ではないとは思いますが、今後の対応に図りながら1台1台ずつ増やしていければなというふうに考えてございます。

○委員長（金崎悟朗君） 佐々木委員。

○3番（佐々木慶一君） その取り扱う人のある程度技量も必要だということだったんですけれども、ジビエ関係の方も、そういった取扱い資格というものはあるのでしょうか。

○委員長（金崎悟朗君） 産業振興課課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

現在、その処分に関しましては、主にそのジビエ関係の方が担ってございます。今後につきましては、この熊の問題、実は今年だけの問題ではないんですよ。10年、20年先も、この熊の問題というのは続きます。今、既存のハンターの方々、猟友会の方々、高齢化が進んでございます。そういった観点から、10年、20年先を見据えた人材育成を、やはり今からしていく必要性がございます。これは町民の皆様の御理解と、それからそういった方に携わってもいいという町民への啓蒙、PR活動をしながら、町内の中でそういった防衛体制を構築してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（金崎悟朗君） 佐々木委員。

○3番（佐々木慶一君） ぜひお願いします。わなを取り扱う人なんですけれども、そのジビエ以外にも何か聞くとところによると猟友会の中にも、そういう資格を持っている人がいるんですけども、ちょっとわなの設置場所とかの相談はあるんだが、その取扱いの依頼とかは特にないと。自分たちもできるんですけども、そういう依頼があればぜひ協力したいという声もありますので、新たに教育するというのもいいんでしょうけれども、そういった既存の技術も活用されたらなというふうに思います。

同じく熊に関してなんですけれども、それは出てからの対応なんですけれど、出る前、あるいは出るかもしれないというところも、草の生い茂っているところの草刈りとか、ああいうの力を今回入れてきたと思います。そういう中で草は、例えばシルバーの人に手伝ってもらおうとかいう中でシルバーさんではできない、木の伐採なんかについては吉里吉里国さんのほうにお手伝いしてもらおうというようなことをやってきましたけれども、それって公の土地だけじゃなくて、民有地、特に人の家の近くだとそういうところもありますので、民有地の草も刈ったり、木を切ったりというのもあると思います。これって、当然その土地の地主の許可を得てやっていると思うんですけれども、地域住民に

そういう危険が襲いかかる可能性のあるところに対して、大槌町としてもやっぱりそういう公金を使って手を加えて住民の安全を確保するという考え方は非常に正しいと思いますので、そういう考え方で今回、民有地であっても木の伐採とか草刈りとかをやってきたというふうな理解でよろしいでしょうか。

○委員長（金崎悟朗君） 産業振興課課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりでございます。特に吉里吉里地区におきましては、6月中旬に緩衝帯、いわゆるその隠れる場所、熊が隠れたり、餌になるような部分をやはり除去しなければならないということで、公有地、それから民有地を始めまして、地区の方々と相談した上で、もちろんそのシルバー人材センター、吉里吉里国、それから建設事業者、それから地区の方も含めまして協力しながら、地区にそういった緩衝帯。それから、餌になるようなものを置かないとか、まず来年度も引き続きまして、啓蒙活動を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（金崎悟朗君） 進行します。

135ページ、前半。東梅委員。

○9番（東梅康悦君） 畜産の関係でお尋ねします。

令和3年度になるんですが、1月、正月明けには町長と釜石市長が県のほうに行ってきたと。担当者レベルではいろいろ地元の生産者あるいは県の共済連ですか、そういう方々と協議しているわけです。それで、先月の県要望ですか、そこにも項目としてこの獣医師問題を挙げていただいたんですが、そこで、この70万円はまだ支払わなければいけません。ただ、共済連が手を引く2年後の4月からはこれが発生しないと。それに向けて、そろそろ作戦を練らなければいけないと思うんですが、課長どのように今年ももう秋になるわけですが、残り1年半、どういうふうに協議していくつもりでしょうか。よろしくをお願いします。

○委員長（金崎悟朗君） 産業振興課課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

先月の23日、8月23日。実は地域における獣医師医療提供体制の確保についてということと釜石地方振興局のほうで、これ気仙地域も含めまして、市がですね、市というか、住田町、すみません、釜石市管内の市町村が集まって、今後の獣医師確保の体制についてのちょっと協議が行われました。その中では、気仙地域と釜石大槌地域の状況について

意見交換などを行いました。まだ、実はですね、これといった決め手がまだ見つかってはございません。正直申しますと。ですが、議員がおっしゃられるとおり、令和6年度にはあと1年半しかございませんので、まずは情報収集を今のところも継続して行ってございます。例えば、診療してくれるお医者さん等の状況と、近隣の点在する獣医さん等の意向確認等も踏まえまして、現在、意向確認の調査等も行ってございます。それから、今後のやはり畜産体制の肥育体制の計画数であったりだとか、そういった部分もやはり重要になってきますので、そういった部分を畜産農家の方々と、まず協議しながら今後の対応策について、なるべく早くに対応を打っていきたいというふうを考えてございます。

○委員長（金崎悟朗君） 進行します。

137ページ、上段まで。進行します。

2項林業費。

137ページ、全般。進行します。

139ページ、上段まで。進行します。

3項水産業費。進行します。

141ページ、中段まで。進行します。

7款商工費1項商工費。ございませんか。

143ページに入ります。全般についてありませんか。進行します。

145ページ、下段まで。菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 下段の負担金補助金及び交付金、三陸ジオパーク推進協議会負担金のところで伺いたいと思います。

この協議会は、青森、岩手、宮城の3県にわたって、当町も含む16市町村からの資金で運営されているということでございますが、当町においての、昨年度のジオパーク活動の取組を御提示願いたい。

○委員長（金崎悟朗君） 産業振興課課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

昨年度でございますが、当町と連携いたしまして三陸ジオパーク、まちなか散策という、これ三鉄と共同で開催いたしました。こちらは、今年の2月でございます。それから、各種ジオフードの公募等も、確かにジオフードの公募を行いました。実は今回は、昨年度は、応募がなかったということでございます。それから、昨年度は実は2名の大

槌町観光交流協会の職員がセミナーを受講いたしまして、ツアーガイドのほうに登録がなりましたので、そういった取組、どうしてもコロナ禍によってイベント等ができないんですが、地道にPR等を行いながら、まずは体制づくりを行いたいと思っております。

○委員長（金崎悟朗君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） ツアーガイドの資格を取られた方も、観光交流協会の方でいらっしゃるということで、それなりに今後力を入れていく、入れなければいけない分野だと思うんですね。当然その推進協議会において、当町も関わるということはそういうことだと思うんですけども、今課長おっしゃったように新型コロナウイルスの影響がかなりあって、その交流人口の拡大においては非常にその影響があったと思うんですね。そこで、今後その教育分野との連携というのも視野に入れていかなければならないというふうに思っております。昨年、今年と、コロナの感染者が少ない、幾分少ない、沿岸部に内陸の小学校の修学旅行の生徒さんたちがよく来られておりました。それで、当町においても花ホテルに宿泊されておりましたけれども、そういった修学旅行生を対象としたジオパークについての教育プログラムを設定するとか、様々な活動があると思うんですが、この教育分野に関してのこのジオパークとの連携という分において、御見解をお聞かせ願いたい。

○委員長（金崎悟朗君） 産業振興課課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、今修学旅行が県内の被災地に訪問するような修学旅行に変わってきているというのが、傾向であるように聞いて伺っております。つきましては、当町におけるジオサイト、3か所ございまして、特に湧水の湧水とそれからイトヨの部分が一番教育と結びつくのかなと思っております。ひょうたん島って蓬莱島とかもあるんですけども、ただ、すみません、観光地というよりは、多分これからの自然とか、そういった分野では一番教育に携わりやすいのかなというふうに考えてございます。議員がおっしゃられているとおり、当町には豊かな湧水もございます。そういった意味では、今後ジオサイトの関連と含めまして、教育旅行の中に当町の湧水やイトヨも、メニューの中に組み入れるように、関係団体と調整して協議してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（金崎悟朗君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） このジオパークの最大の目的として、やはりその観光に関する交流人口の拡大、それからこの教育との連携というのもあるんですね。なので、当町においても今課長おっしゃったとおり、非常に教育関係の、教育関係と観光がタイアップして取り組めるような部分というのはたくさんあると思うんです。ぜひ力を入れていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（金崎悟朗君） 以上で本日の質疑を終了いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

明日10日から11日までは休会とし、12日月曜日は10時より決算特別委員会を再開いたしますので、議場へお集まりくださいますようお願い申し上げます。

大変御苦労さまでした。

散 会 午後2時38分